

第2次 菊川市環境基本計画 (後期基本計画)



菊川市田んぼアート2024

豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ



はじめに

本市では、平成 22 年(2010 年)に「菊川市環境基本計画」を策定し、市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、市民の皆さまのご理解のもと、環境の保全と創出に関する取組を実施してまいりました。

これらの施策は一定の成果を挙げることができたと評価しておりますが、近年、我が国の深刻な課題となっている超少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化、地球温暖化による災害の激甚化など、本市においても例外ではありません。



本市の豊かな自然と良好で快適な環境を維持し、将来の世代に引き継ぐためには、環境課題に対してより積極的に取り組む必要があります。このため、新たな取組の指針として、「第2次菊川市環境基本計画」を改定しました。

本計画では、「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」を目指すべき環境像と謳い、本市の誰もが主体となり、育まれた意識や行動を様々な活動の輪に展開・発展することで、大切な限りある資源を未来につなぐ、持続可能なまちづくりを目指します。

本市としましては、この環境像の実現に向け、市民、市民団体、事業者の皆さまと共に取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の改定にあたり、熱心にご審議、ご検討を賜った環境審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

菊川市長 長谷川 寛彦

第2次菊川市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の目的と背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画の対象とする地域と環境分野.....	8
第2章 菊川市の環境の現状.....	9
1 菊川市の概況.....	10
2 自然環境.....	13
3 生活環境.....	17
4 循環型社会.....	20
5 地球環境.....	22
6 環境教育・環境活動.....	25
7 アンケート調査結果.....	27
8 第2次計画（前期）の評価.....	39
第3章 計画の目標.....	43
1 目指すべき環境像.....	44
2 環境像実現のための環境目標.....	45
3 取り組みの全体像（体系図）.....	46
第4章 取り組みの方向.....	47
1-1 自然環境の保全とネイチャーポジティブ※の推進.....	50
1-2 自然とのふれあいの推進.....	53
2-1 菊川の水質保全.....	54
2-2 快適な生活環境の確保.....	57
2-3 みどり豊かな空間の創造.....	60
3-1 4R推進のまちづくりとサーキュラーエコノミー※の推進.....	63
3-2 ごみの適正な処理.....	65
4-1 カーボンニュートラル※の推進.....	67
4-2 地球環境を守るくらしの創出.....	69
5-1 環境まちづくり活動の促進.....	71
5-2 環境意識の高揚.....	73
6 第2次環境基本計画（後期基本計画）の数値目標一覧.....	75
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	77
1 推進体制.....	78
2 進行管理.....	80
資料編.....	81

第1章

計画の基本的事項



1 計画策定の目的と背景

(1)目的

「第2次菊川市環境基本計画」は、菊川市環境基本条例第8条に示される、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、2020年(令和2年)3月に策定され、2024年(令和6年)に中間見直しを行い「第2次菊川市環境基本計画(後期基本計画)」(以下「本計画」という。)として改定しました。

本計画は、本市の環境についてどのように保全し、共生していくかという基本理念を定め、この実現に向けて本市の環境への取り組みの方向性を示し、市と市民、事業者すべてが協力し合い、それぞれの立場で取り組みを実践できるように計画を策定するものです。

< 菊川市環境基本条例(抄) >

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する中長期的な目標及び基本的な施策その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、菊川市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

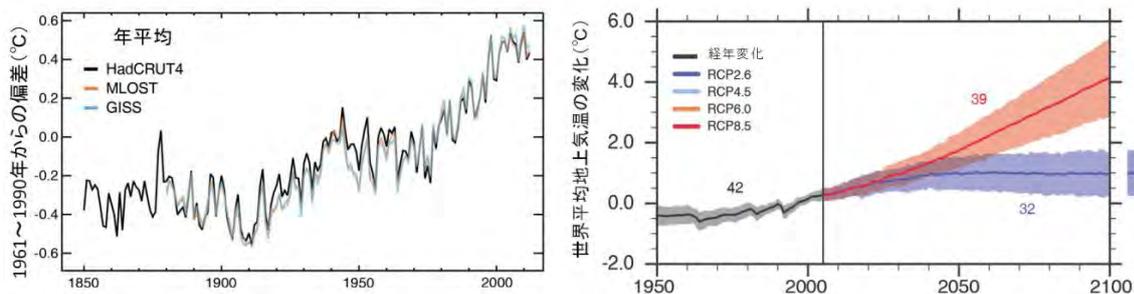
(2)背景

気候変動や地球温暖化を巡る国内外の動向について下記に示します。

① 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書」

2023年(令和5年)に発表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書」では、1850～1900年を基準とした世界の平均気温は2011～2020年に1.1℃温暖化し、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球の温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないとしています。

また、人為的な地球温暖化を抑制するには、正味ゼロのCO₂排出量が必要だと述べられています。



世界の地上気温の経年変化(左)と1950年～2100年までの気温変化予測(右)

② 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)

2015年(平成27年)、パリでCOP21が開催され、2020年(令和2年)以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これは2005年(平成17年)に発効された「京都議定書」に代わる2020年(令和2年)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組です。

パリ協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑えることを目標とするほか、1.5度未満を目指す努力を行うことについても言及されています。その目標達成のため、各国が決めた貢献案を5年ごとに更新・提出すること等が定められました。

2022年(令和4年)に実施されたCOP27では温室効果ガス排出削減を進める「緩和」と、すでに起きている気候変動の影響を防止し軽減する備えと新しい気候条件を利用するための対策である「適応」についても重視する流れが登場しています。

また、2023年(令和5年)に実施されたCOP28では、これまでの温暖化対策の進捗について初めて評価されました。

③ 持続可能な開発目標(SDGs)による施策の推進

2015年(平成27年)、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ(以下「2030アジェンダ」という。))が採択されました。2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的取り組みとして作成された、先進国と開発途上国とが共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

その中で、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会

の実現を目指す目標として「持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。))が掲げられました。SDGsは、2030年度(令和12年度)までに達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。

SDGsは先進国を含む全ての国が対象となり、各国がその力を結集し、目標達成に向けて課題解決への取り組みを実現することが求められています。



SDGsの掲げる17目標(出典:国連広報センター)

④ 生物多様性

急速な生物種の絶滅に対する危機感、生物資源の消失への危機感等から、1992年(平成4年)6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議にて、「生物多様性」という概念を採用した生物多様性条約が採択されました。

その後、生物多様性基本法が2008年(平成20年)6月に施行されるとともに、2010年(平成22年)には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されました。そして生物多様性戦略計画2011-2020が採択され、2020年(令和2年)までに生物多様性の損

失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

2022年(令和4年)12月には、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、愛知目標に代わる新たな目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受け、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ※」を目標に掲げる「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年(令和5年)3月に閣議決定されました。

※ P.56コラム参照

⑤ 第六次環境基本計画

2024年(令和6年)5月、我が国で第六次環境基本計画(以下「第六次計画」という。)が閣議決定されました。環境基本計画は、環境基本法に基づき、国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

第六次計画は、第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年という節目に策定される環境基本計画であり、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴です。また現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

⑥ 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものです。

2018年(平成30年)4月に閣議決定した国の第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しています。

⑦ ESG投資

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のことです。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。社会的な課題が投資家にとっては投資機会を(ESG投資)、企業にとってはビジネス機会(SDGs)をもたらすという点で、ESG投資とSDGsは共通の考え方を持ちます。

⑧ 静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。そこで静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する6R県民運動を推進しています。

⑨ 菊川市環境基本計画の策定

本市では、2008年(平成20年)9月に「菊川市環境基本条例」を施行、2010年(平成22年)3月に同条例に基づく「第1次菊川市環境基本計画(以下「第1次計画」という。)」を策定し、2014年度(平成26年度)には、各施策と課題を検証し、見直しを行った改定版を策定しました。第1次計画では、本市の将来像である「みどり次世代」の「みどり」に表される地域環境の豊かさが本市の財産であるとともに、この豊かな地域環境を守り育て、次の世代に引き継ぐ必要があることから、市民・事業者・行政が一体となってこれに取り組むことのできる方策を推進してきました。

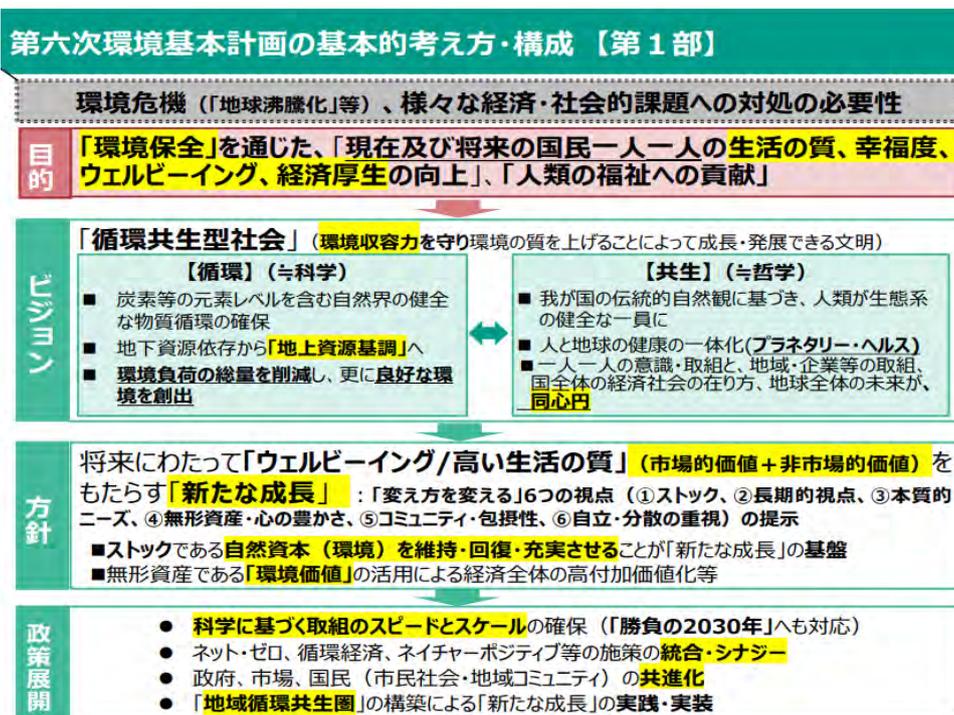
さらに、2020年(令和2年)3月に第2次菊川市環境基本計画を策定し、「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」を目指すべき環境像として提示し、以下の5分野に対してそれぞれ環境目標を定めました。

- ①自然環境 「自然を守り育てるまち」
- ②生活環境 「安全安心で快適なまち」
- ③循環型社会 「資源を有効に利用する循環型のまち」
- ④地球環境 「地球環境の保全に取り組むまち」
- ⑤環境教育・環境活動 「協働で実践するまち」

コラム ウェルビーイング(Well-being)とは？

世界保健機関(WHO)による「健康」の定義の中で、心身だけでなく社会的な面を含め満たされた状態、well(よい)+being(状態)のこととされています。健康以外の満たされた状態とは各個人によってさまざまであり、一概に定義づけをすることはできません。

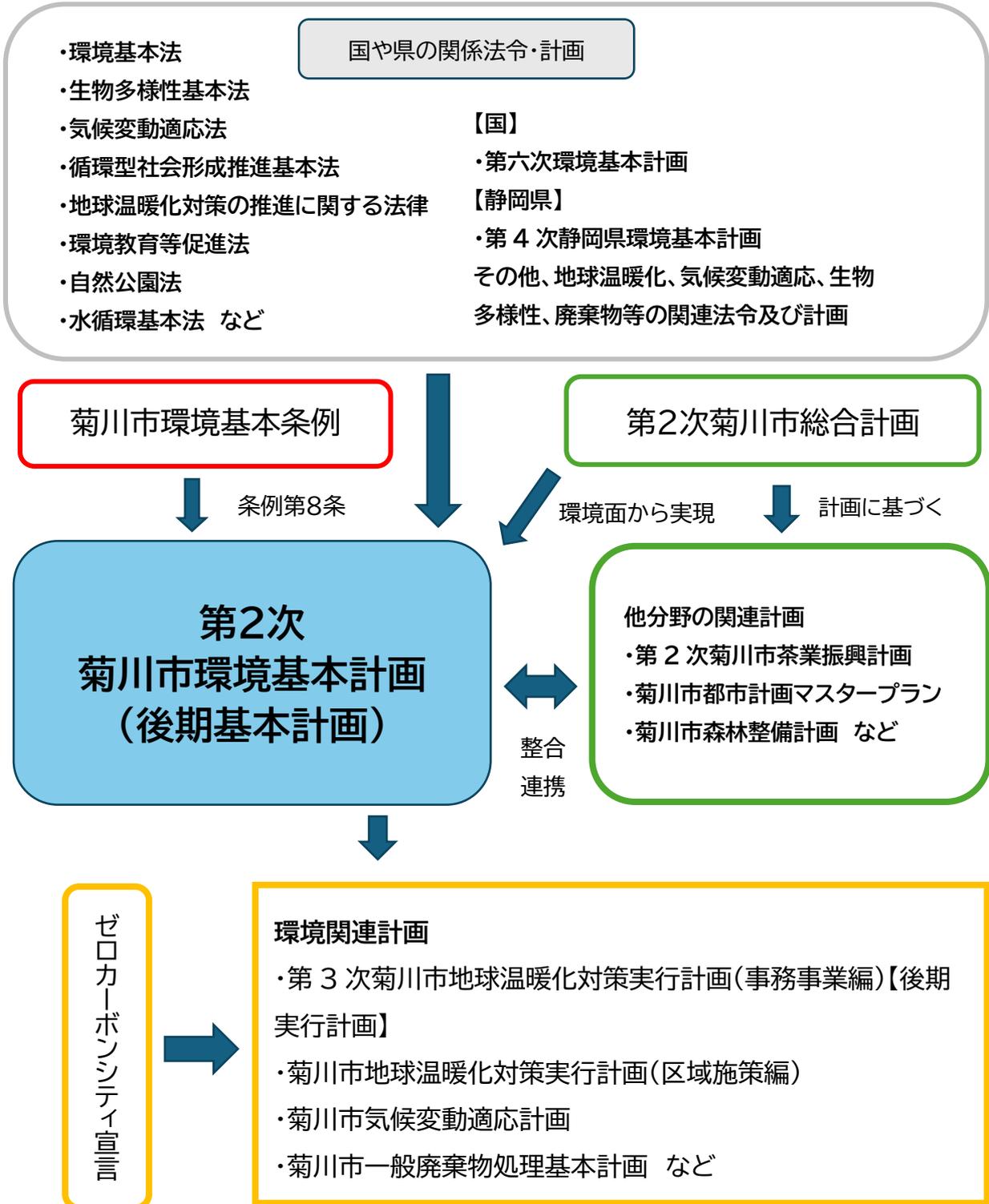
2024(令和6)年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴です。私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。



出典：環境省 HP「第六次環境基本計画の概要」(<https://www.env.go.jp/content/000223505.pdf>)

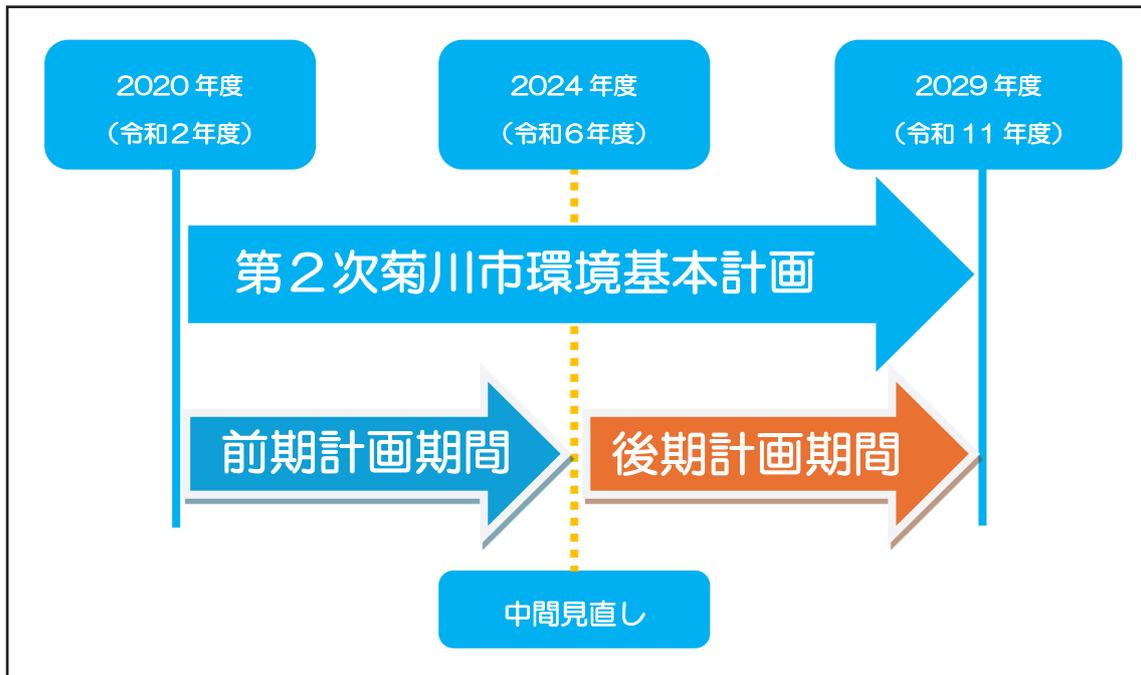
2 計画の位置づけ

菊川市環境基本計画は「菊川市環境基本条例」に基づき、上位計画である「第2次菊川市総合計画」の基本構想に掲げられている目指すべきまちの将来像を実現するために、環境面から施策を推進する計画として、国や静岡県環境基本計画に則して策定するものです。



3 計画の期間

第2次菊川市環境基本計画の期間は、2020年度(令和2年度)～2029年度(令和11年度)までの10年間となっています。また、初年度から5年目の中間年度である2024年度(令和6年度)に、これまでの取り組みを検証するとともに、より現況に即した計画となるよう見直しを行いました(本計画)。ただし、環境をめぐる自然的・社会的情勢に変化が生じた場合には、計画期間に関わらず計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。





4 計画の対象とする地域と環境分野



(1)対象地域

本計画の対象となる区域は、本市の行政区域とします。

(2)対象分野

本計画の対象とする環境分野は、以下の5つの分野とします。

① 自然環境

生物多様性・ネイチャーポジティブ※・自然環境の保全

※ P.56コラム参照

② 生活環境

水環境や大気環境、騒音や悪臭等の生活環境の保全

③ 循環型社会

4Rとサーキュラーエコノミー※の推進、ごみ適正処理

※ P.21コラム参照

④ 地球環境

再生可能エネルギー導入や地産地消等、脱炭素社会の構築に向けた取り組みの推進

⑤ 環境教育・環境活動

環境教育・環境学習の推進や人材育成への注力

第2章

菊川市の環境の現状



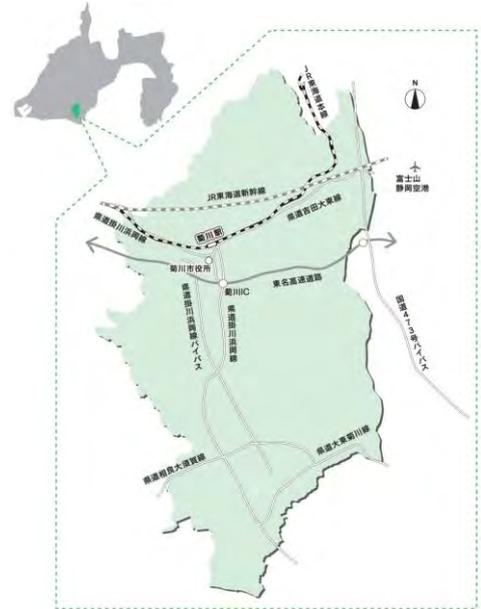
1 菊川市の概況

(1)位置・面積・地形

本市は静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、西は掛川市、北は島田市、東は牧之原市、南は御前崎市に面した内陸部にあります。

本市の地形は、市の中心を流れる菊川とその支川の周囲に発達した低地(菊川平野)と、それを取り囲むように分布する掛川丘陵、小笠丘陵、牧之原台地及び南山丘陵からなります。

市域は東西約9km、南北約17km、面積は94.19km²です。

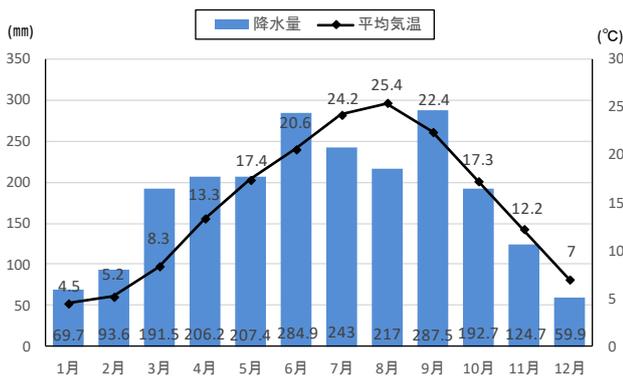


菊川市の位置図

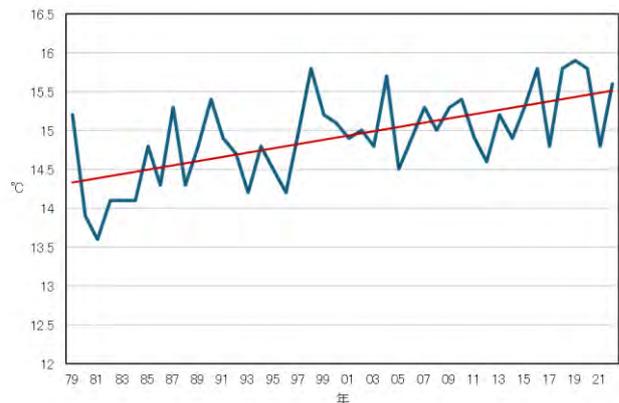
(2)気象

本市の気候は、典型的な太平洋岸気候に属しており、夏は南から太平洋の高温多湿な空気が吹き込むため雨が多く、冬は北西から高い山々を越えて吹きおろすため、空気が乾燥して降水量が少なくなることが特徴です。

1993年(平成5年)～2022年(令和4年)の統計における年間の平均気温は15.1℃、降水量は2,191mmです。また、1979年(昭和54年)～2022年(令和4年)の約44年間の年間の平均気温の経年変化は、全国的な傾向と同様に上昇する傾向にあります。



降水量と平均気温の変化(出典:気象庁)



平均気温の推移(出典:気象庁)

(3)土地利用

本市は東部に日本一の大茶園である牧之原台地が広がっているほか、山林・田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。

令和5年の地目別土地面積を見ると、田が13.46km²、畑が21.26km²、宅地が11.49km²、山林が21.67km²、原野が4.07km²、雑種地が6.03km²、その他が16.21km²となっています。

令和元年から令和5年までの5年間の推移を見ると、農地は田が0.81%、畑は0.96%減少している一方で、宅地は1.59%増加しており、土地の住宅化が進んでいることがわかります。

土地利用の推移

単位:km²

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加面積	増加率
田	13.57	13.54	13.50	13.48	13.46	-0.11	-0.81%
畑	21.47	21.43	21.38	21.29	21.26	-0.21	-0.96%
宅地	11.31	11.36	11.41	11.46	11.49	0.18	1.59%
山林	21.57	21.57	21.62	21.66	21.67	0.10	0.46%
原野	3.96	3.96	3.96	4.02	4.07	0.11	2.67%
雑種地	6.02	6.04	6.03	6.03	6.03	0.00	0.08%
その他	16.28	16.29	16.29	16.25	16.21	-0.07	-0.45%
計	94.19	94.19	94.19	94.19	94.19		

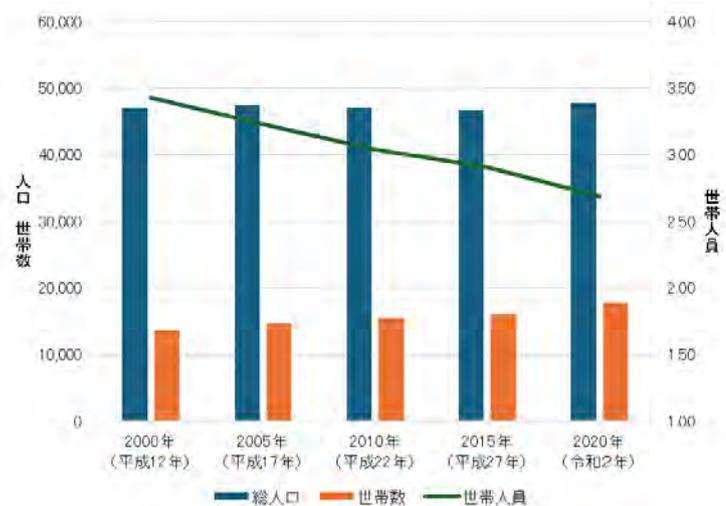
(出典:2023年度(令和5年度)版菊川市データルーム)

(4)人口・世帯

国勢調査によると、本市の人口・世帯数は2020年(令和2年)で47,789人、17,759世帯です。

人口については2005年(平成17年)以降、減少傾向にありましたが、2020年(令和2年)には増加に転じています。

世帯数は現在に至るまで緩やかに増加しており、1世帯あたりの人員は、2000年(平成12年)の3.43人から、2022年(令和2年)には2.69人と大きく減少しています。



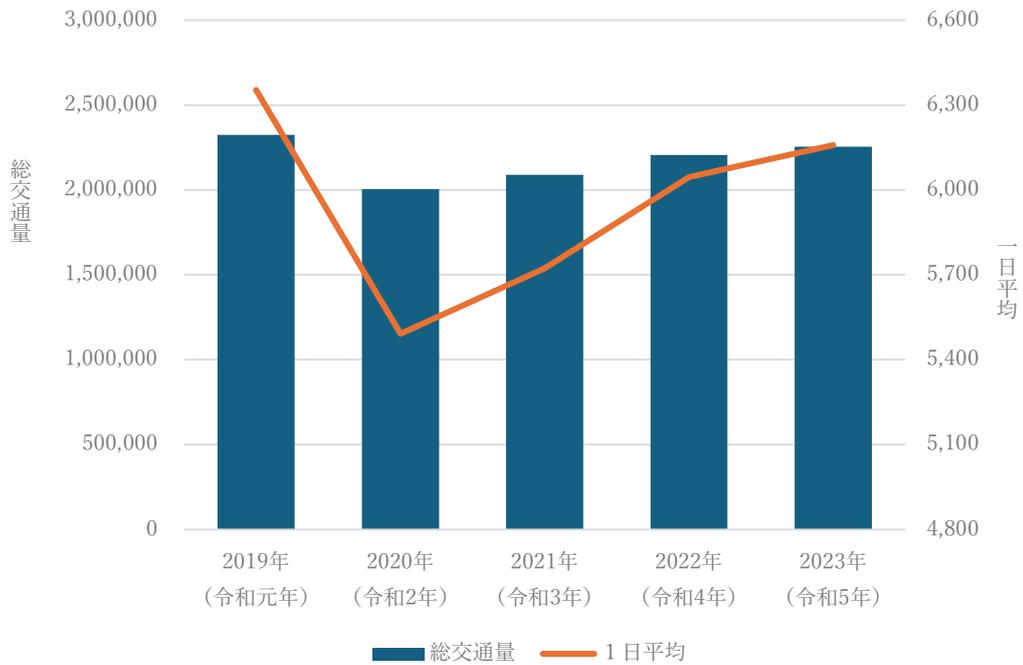
人口・世帯数(出典:国勢調査)

(5)交通

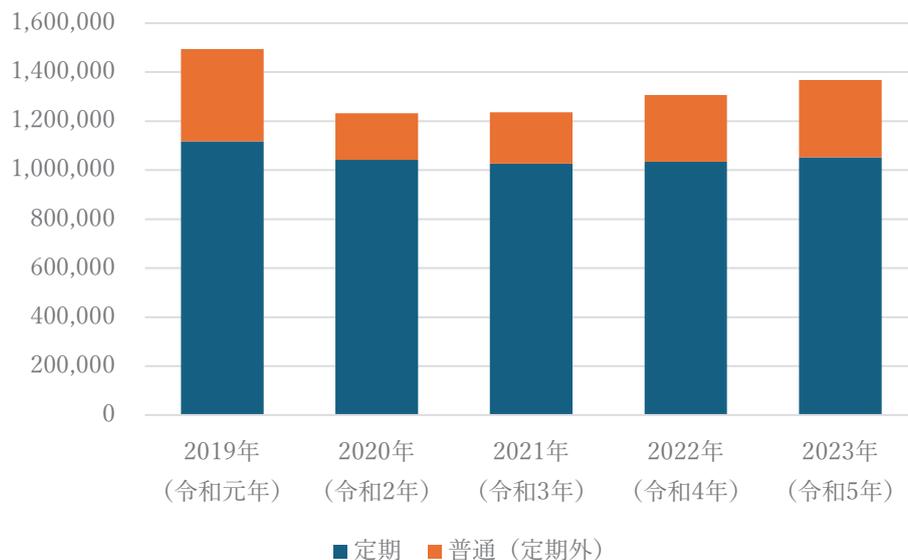
市内は東名高速道路、JR東海道本線を交通の主軸とし、南北方向の掛川浜岡線バイパスを中心に県道及び市道が連結することで交通網が形成されています。

東名高速道路菊川ICの利用については、2020年(令和2年)にコロナの影響で激減し、その後、コロナ前の状況まで回復してきています。

JR東海道本線菊川駅の乗車人員は、2020年(令和2年度)に減少しましたが、その後増加に転じています。



東名高速道路菊川ICの利用状況(出典:中日本高速道路(株)東京支社)



JR 東海道線菊川駅の乗車人員(出典:東海旅客鉄道)



2 自然環境

(1) 森林・里山などの自然

森林には様々な役割が存在し、私たちの生活環境や自然環境にも深く関わっています。森林が担う多面的機能には以下のような機能があります。

・水源のかん養

森林土壌が雨水を貯留することで、河川へ流れ込む水の量を均一化し、川の流量を安定させるとともに、洪水を緩和する働きがあります。また、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化され、きれいな地下水を育む作用もあります。

・土砂災害の防止

森林に植生する下草や落枝・落葉が、降水による雨滴の衝撃から土壌を守り、地表の浸食を防ぐとともに、森林の樹木が土壌に根を張り巡らせることによって強固な土壌を形成し、土砂災害の被害を防ぎます。

・地球環境の保全

森林には光合成によって二酸化炭素を吸収する働きにより、地球温暖化防止に大きく寄与しています。日本の森林が光合成によって吸収する二酸化炭素は年間約1億トンにも及び、これは我が国の二酸化炭素排出量の8%、国内の全自家用乗用車の排出する量の7割に相当すると言われています。

本市の山林は21,67km²で、市域の約23%と約4分の1近くの面積を占めています。そのため、森林の適切な維持管理が重要な課題となっています。

(2) 動植物

本市には多様な動植物が生息しています。ここではその豊かな自然環境と、その保護及び創出に係る本市の取組内容を記載します。

・市指定文化財(天然記念物)

本市では自然林への保安林指定のほか、市指定文化財として下記の樹木を天然記念物として指定するなど、自然環境の保全に努めています。

種別	名称	指定年月日
記念物(天然記念物)	善勝寺楠	1972年(昭和47年) 8月1日
記念物(天然記念物)	熊野神社なぎ	1978年(昭和53年) 6月7日

・鳥獣保護、狩猟の適正化

本市では下記の区域を狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具(銃)使用禁止区域として指定し、鳥獣の保護に努めています。

種類	区域名称
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (イノシシ・ニホンジカを除く)	西方
特定猟具(銃)使用禁止区域	東富田
	上倉沢
	高田ヶ丘
	火剣山
	菊川カントリークラブ周辺
	和田公園周辺
	千枚田
	前岡
	丹野・古谷

・静岡県レッドリスト該当動植物

国土交通省が調査する河川環境データベース「河川水辺の国勢調査」の「菊川」で確認されている動植物のうち「静岡県版レッドリスト(2020)」に掲載されている種を以下に紹介します。

分類	名称	カテゴリ#
植物	アワボスゲ	絶滅危惧 I B類(EN)
	ヒメナミキ	絶滅危惧 II類(VU)
哺乳類	カヤネズミ	準絶滅危惧(NT)
	ハタネズミ	要注目種(N-III 部会注目種)
鳥類	コミミズク	絶滅危惧 I B類(EN)
	ササゴイ	絶滅危惧 I B類(EN)
	コシアカツバメ	絶滅危惧 II類(VU)
	ヒバリシギ	絶滅危惧 II類(VU)
	イカルチドリ	準絶滅危惧(NT)
	クイナ	準絶滅危惧(NT)
	タゲリ	準絶滅危惧(NT)
	ミユビシギ	準絶滅危惧(NT)
	ミコアイサ	準絶滅危惧(NT)
	ノビタキ	要注目種(N-II 分布上注目種等)
	ゴイサギ	要注目種(N-III 部会注目種)
爬虫類	シロマダラ	情報不足(DD)
	ヒガシニホントカゲ	要注目種(N-II 分布上注目種等)
	クサガメ	要注目種(N-III 部会注目種)

分類	名称	カテゴリ#
両生類	ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
	ツチガエル	準絶滅危惧(NT)
淡水魚	アカザ	絶滅危惧ⅠB類(EN)
	イシカワシラウオ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
	カワヨシノボリ	要注目種(N-Ⅱ 分布上注目種等)
	カワムツ	要注目種(N-Ⅱ 分布上注目種等)
	タモロコ	要注目種(N-Ⅱ 分布上注目種等)
	ニシシマドジョウ	要注目種(N-Ⅱ 分布上注目種等)
	タカハヤ	要注目種(N-Ⅱ 分布上注目種等)
	ガンテンイシヨウジ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	タネハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	クロコハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	チチブモドキ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	ヒナハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	オカメハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	カマヒレマツゲハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	カワアナゴ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	テングヨウジ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	ユゴイ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	テンジクカワアナゴ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	カワヨウジ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	オオウナギ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
ナンヨウボウズハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)	
ノボリハゼ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)	
陸・淡水産貝類	ヤマトシジミ	準絶滅危惧(NT)
昆虫類	マイコアカネ	準絶滅危惧(NT)
	ヒゲコガネ	準絶滅危惧(NT)
	クギヌキハサミムシ	要注目種(N-Ⅰ 現状不明)
	オオチャバネセセリ	要注目種(N-Ⅱ 分布上注目種等)
	ヒメジャノメ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	サトキマダラヒカゲ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
	ハネナガイナゴ	要注目種(N-Ⅲ 部会注目種)
クモ類	オニグモ	準絶滅危惧(NT)
	コガネグモ	準絶滅危惧(NT)

※静岡県版カテゴリー区分

基本的には、環境省のカテゴリー(2017年)の定性的要件を準用し、本県独自のカテゴリーとして「要注目種」を採択しました(カテゴリーの詳細は、別紙1参照)。

- ・ 絶滅(EX) : 本県では既に絶滅したと考えられる種
- ・ 野生絶滅(EW) : 飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・ 絶滅危惧Ⅰ類: 絶滅の危機に瀕している種
 - ⅠA類(CR) : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 - ⅠB類(EN) : ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) : 絶滅の危機が増大している種
- ・ 準絶滅危惧(NT) : 存続基盤が脆弱な種
- ・ 地域個体群(LP) : 地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
- ・ 情報不足(DD) : 評価するだけの情報が不足している種
- ・ 要注目種: 本県独自のカテゴリー
 - 現状不明(N-I) : 現状が不明な種
 - 分布上注目種等(N-II) : 絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種
 - 部会注目種(N-III) : その他各部会で注目すべきと判断した種

(3) 景観

本市には、東部に広がる日本一の大茶園である牧之原台地のほか、北東部に広がる上倉沢棚田や、西富田ほたるの里、下内田稲荷部地区で催されている田んぼアートなど、様々な景観や文化的催しが存在します。

また、本市を北から南に貫流する河川菊川や牛淵川の周辺一帯には水田が広がり、うるおいのある田園風景が見られます。特に、本市中央部から南部にかけての平坦地には、一団性の高い水田が多く、水田周辺の集落と相まって、のどかな農村景観を創出しています。

一方で、本市北東部の丘陵地には「千榎」と呼ばれる棚田があり、平坦地には見られない変化のある景観を愉しむことができます。





3 生活環境

(1)水系

河川菊川は、掛川市の粟ヶ岳(標高532m)を水源として遠州灘に注ぐ、市の中心を流れる一級河川であり、幹川流路延長は28km、流域面積は158km²です。急流が多い静岡県の一級河川の中では、例外的に勾配が緩い河川です。その支流の牛淵川、西方川、丹野川などは、ため池などの水辺を形成しながら市内の各地に広がっており、川は市民にとって身近な存在となっています。

河川菊川は、河川改修以前は、中・下流に広がる低地部で激しく蛇行していたため、多くの水害を発生させました。1933年(昭和8年)に国直轄事業による河川改修が開始され、現在、河川の蛇行はほぼ解消しています。

(2)河川の水質

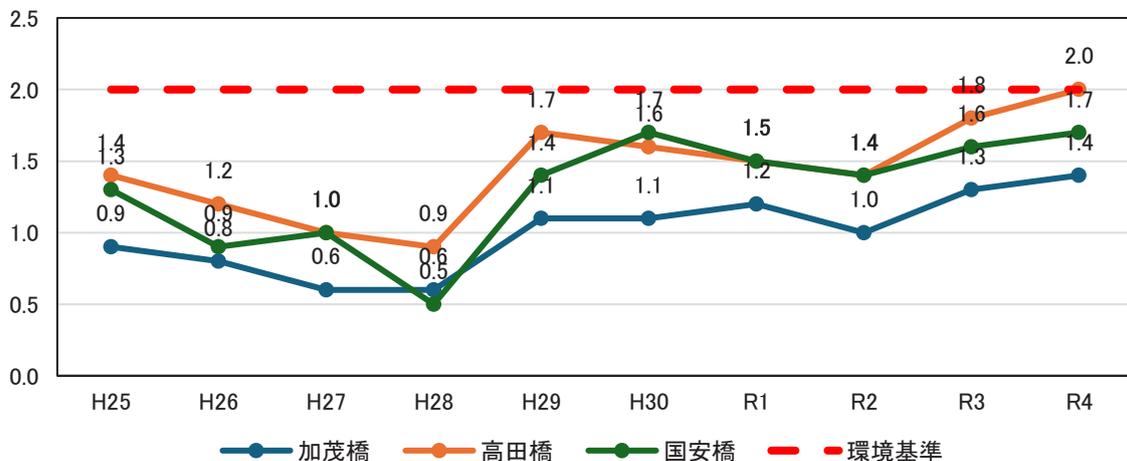
国土交通省が実施する全国一級河川の水質現況調査において、例年菊川水系における水質調査を実施しています。本市における調査地点は菊川の加茂橋と高田橋、国安橋、牛淵川の鹿島橋と堂山橋です。

菊川はA類型の河川としてBOD値が2.0mg/L以下となるように、牛淵川はB類型の河川としてBOD値が3.0mg/L以下となるようにそれぞれ環境基準が設定されています。

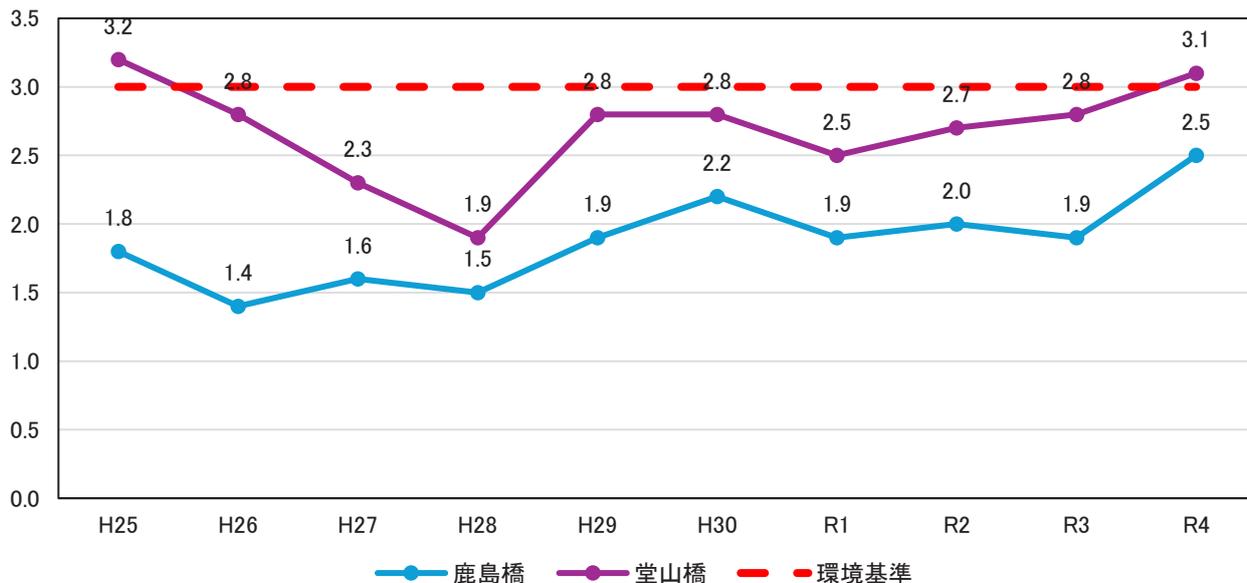
これら地点における、2013年度(平成25年度)から2022年度(令和4年度)までのBOD75%値の経年変化を見ると、概ね環境基準を満たしているものの、2021年度(令和3年度)から水質がやや悪化傾向にあり、2022年度(令和4年度)は牛淵川(堂山橋)において環境基準を超過しました。

調査地点ごとのBOD75%値の経年変化を見ると、加茂橋については0.6~1.4mg/Lの間で増減を繰り返しており環境基準を大きく下回る状況です。高田橋は2017年度(平成29年度)に1.7mg/Lと悪化したもののその後改善しましたが、2022年度(令和4年度)には2.0mg/Lとなっています。国安橋は2018年度(平成30年度)に1.7mg/Lまで悪化したもののその後改善しています。

牛淵川については、年度により増減は見られるものの、ほぼ横ばいで推移してきましたが、2022年度(令和4年度)に水質がやや悪化しています。



菊川におけるBOD75%値の経年変化(赤点線は環境基準値)(出典:全国一級河川の水質現況 国土交通省)



牛淵川におけるBOD75%値の経年変化(赤点線は環境基準)

(出典:全国一級河川の水質現況 国土交通省)

(3)生活排水処理

本市では、現在、公共下水道の整備とともに、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めています。2023年(令和5年度)時点では、公共下水道が30.2%、コミュニティプラントが1.5%、合併処理浄化槽が44.6%であり、汚水処理人口普及率は76.2%です。

なお、全体の20.7%を占める単独処理浄化槽は、し尿を処理しますが台所や風呂場などからの生活雑排水の処理がされないため、河川の水質悪化の要因として考えられます。また、地域によっては農業用水と生活雑排水が分離されていない状況が見られます。

汚水処理形態別の人口(2023年度(令和5年度))

	公共下水道	コミュニティプラント	浄化槽人口		非水洗	合計
			合併処理	単独処理		
人口	14,314	710	21,144	9,830	1,452	47,450
比率	30.2%	1.5%	44.6%	20.7%	3.1%	100.0%

(出典:下水道課)

(4)大気

本市には、大気測定局が存在しないため、本市近隣の測定局の観測結果から見ると、健康影響が懸念される大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微粒子状物質(PM2.5)等は概ね環境基準を達成しており、比較的良好な大気が保たれています。

(5)騒音・振動

本市(環境省委託事業)が実施している自動車騒音の常時監視結果において、対象とした道路から50mの範囲に位置する住居などにおける環境基準の達成状況や市内3地点の騒音測定地点の環境基準の達成状況は、いずれも環境基準を達成しています。なお、振動については調査を行っていません。

2023年度(令和5年度)自動車騒音の常時監視結果(測定地点)

測定地点	道路名	昼間(基準値70dB)		夜間(基準値65dB)	
		値	超過	値	超過
菊川市西方	掛川浜岡線	70dB	○	64dB	○
菊川市半済	掛川浜岡線	58dB	○	49dB	○
菊川市和田	吉田大東線	67dB	○	61dB	○

(出典:2023年度(令和5年度)菊川市自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務結果)

(6)悪臭

本市では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うため、市全域に臭気指数規制を導入し、より人の臭覚に沿った悪臭の基準を設けて規制を行っています。

(7)地下水

静岡県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、地下水の水質検査が実施されています。静岡県環境衛生科学研究所と連携し、過去の地下水汚染が判明した井戸及び周辺井戸について調査を実施しています。

(8)有害化学物質

国土交通省が実施する全国一級河川の水質現況調査において、菊川水系菊川高田橋を調査地点として、河川水質及び河川底質のダイオキシン類を調査しています。2022年度(令和4年度)では、河川水質及び底質ともに環境基準を達成しています。

(9)公園・緑地

市内には各地域に都市公園などの公園があり、市民の憩いの場として利用されています。本市の一人当たり都市公園等面積は、2022年度(令和4年度)において9.5m²で、静岡県平均9.8m²をやや下回っています。

また、横地城跡、丹野池公園、石山公園は県立自然公園として指定され、自然環境の保全を図り身近な自然と触れあえる緑地となっています。

菊川市花の会では、花の苗の無償配布、菊花栽培の普及指導、公共施設花壇(市役所本庁舎周り花壇、朝日線花壇の管理業務委託)の管理、菊花展の開催をしています。

また、菊川市緑化推進協議会では、記念樹配布事業、緑の募金運動などを実施しています。

(10)空き家

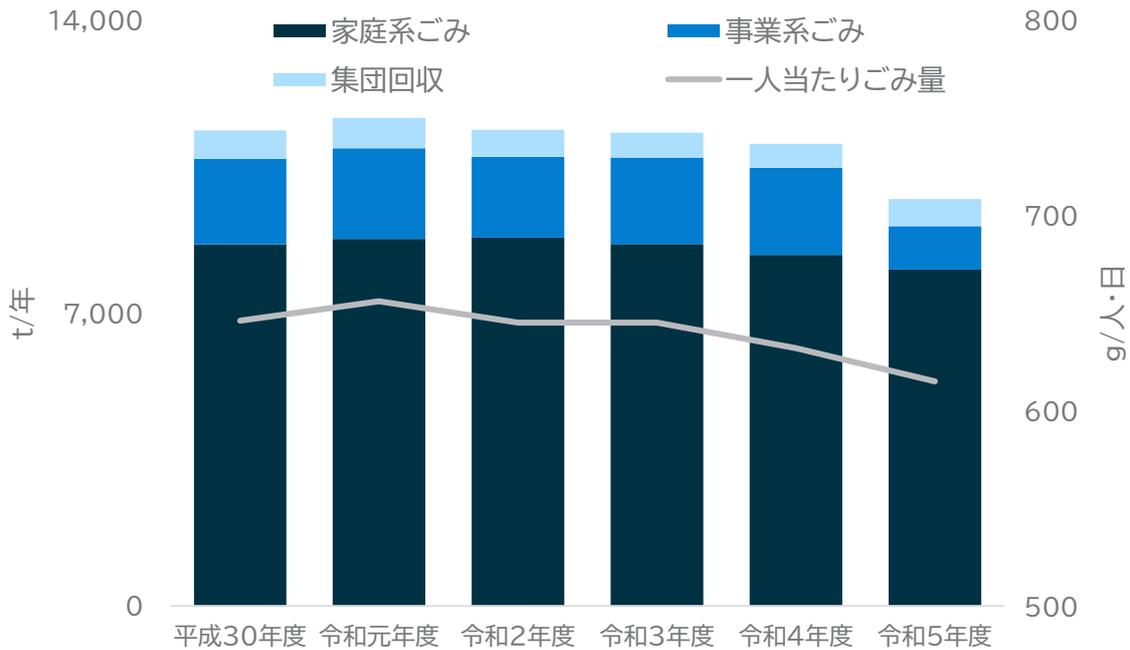
空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)第7条に基づき菊川市空家等対策計画を策定し、相談会の開催や相談・苦情があった空家等に対する行政指導を実施しています。特措法の改正に伴い市の計画を改訂し、周囲に悪影響を及ぼす前に空家等の有効活用や適切な管理についての対策を進めていきます。



4 循環型社会

(1)一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の総排出量(家庭系・事業系・集団回収)は、2023年度(令和5年度)で10,716tでした。一人一日当たり排出量は、2019年度(令和元年度)が656gに対して、2023年度(令和5年度)が615gとなっており、近年まで横ばいから微減の傾向にあります。



一般廃棄物の排出量の経年変化

(出典:環境推進課)

(2)ごみの減量化・再生利用

本市では、自治会や環境衛生委員と連携したごみの分別収集やPTA・子ども会などの団体による集団回収、古紙、衣類等の拠点回収により、資源物の収集に取り組んでいます。また、ごみの削減に向けて、生ごみ処理機購入補助金の交付、レジ袋の有料化やマイバッグ利用によるレジ袋不要の声かけ運動に取り組んでいます。

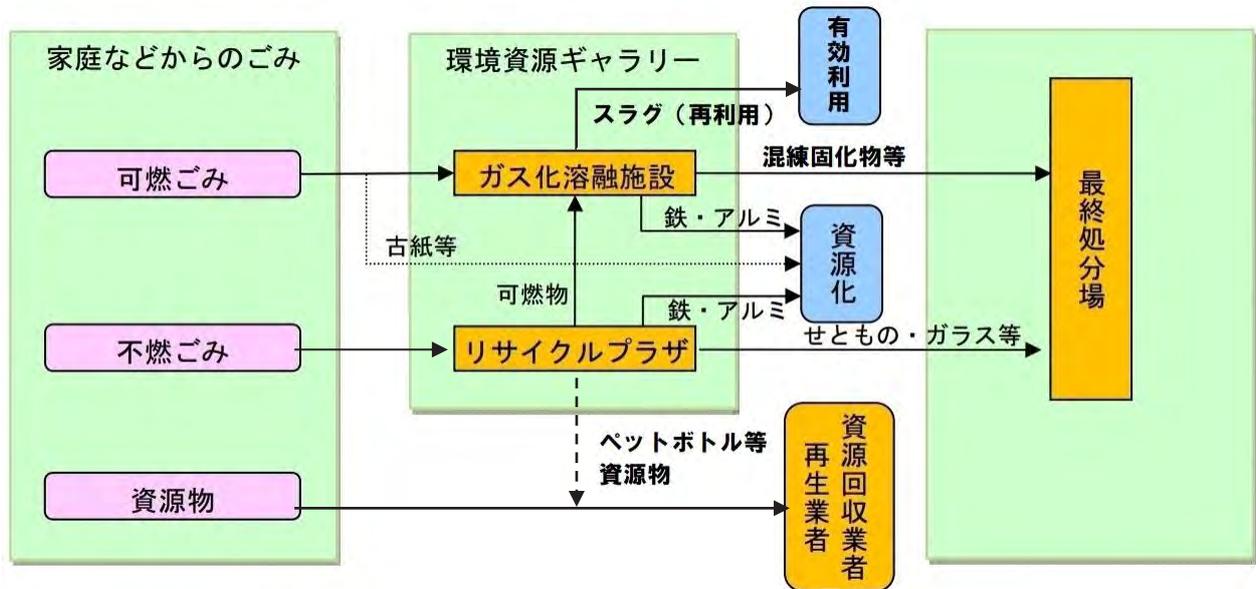
(3)リサイクル率

本市で分別収集された資源物、環境資源ギャラリーで回収された資源物(処理後資源化含む)、および集団回収にて回収された資源物を合計した総資源化量は2023年度(令和5年度)で2,193t、リサイクル率は20.5%となっています。

(4)一般廃棄物の中間処理・最終処分

一般廃棄物については、2005年(平成17年)9月から環境資源ギャラリー(掛川市・菊川市衛生施設

組合)で中間処理を行い、処理残渣を本市の最終処分場で埋立処分を行っています。しかしながら、中間処理施設の老朽化が進んでいるため、今後新施設の建設を含め適正処理の検討を行っていきます。



一般廃棄物の中間処理・最終処分の方法

(5)不法投棄

監視カメラ及び看板の設置や事業所との連携による監視活動などにより、不法投棄防止活動を行っています。引き続きこのような監視や啓発活動を継続していくことが必要です。

コラム サークュラーエコノミー(循環経済)とは？

資源・エネルギーの増大や廃棄物の大量発生が世界中で深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すサーキュラーエコノミーが求められています。

サーキュラーエコノミーの3原則と3Rとの違い

サーキュラーエコノミーとは、日本語で「循環型経済」と呼ばれる経済システムを表す言葉

📌 サークュラーエコノミーの3原則

01

廃棄物と汚染を生み出さないこと

02

製品や素材を(高い価値の状態のまま)流通・循環させ続けること

03

自然を再生させること

📌 サークュラーエコノミーと3Rとの違い

サーキュラーエコノミー	設計段階から廃棄物を出さないように製品やサービスをデザインするもの 経済価値を生み出す活動での資源投入量を抑えようとしている点も重要なポイント
3R	発生する廃棄物をどうするか?という問いに対する解決策として提示されているもの

出典:朝日新聞 SDGsACTION(<https://www.asahi.com/sdgs/article/14618982>)



5 地球環境

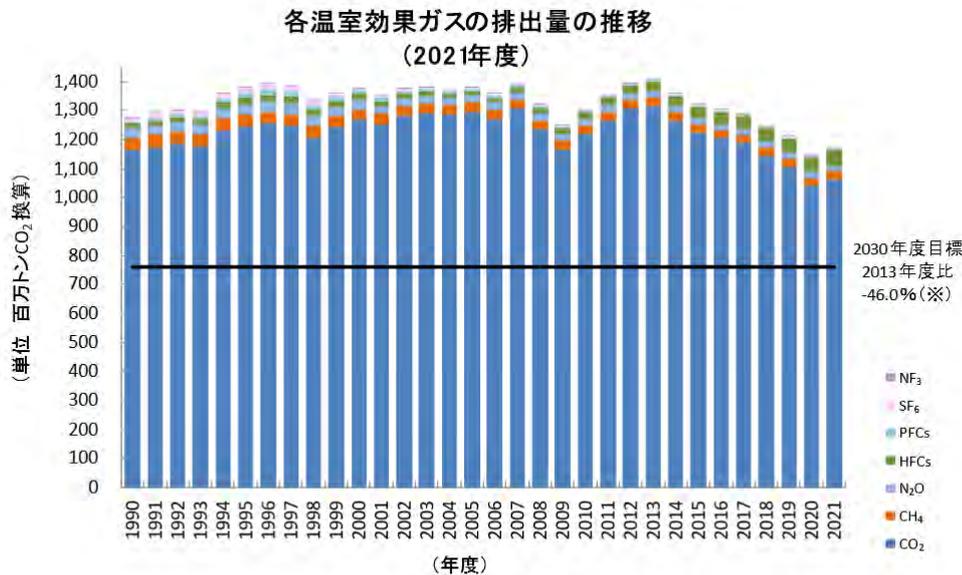
(1)地球温暖化

2021年(令和3年)に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、我が国では2030年度(令和12年度)までに、温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で、46%削減する中期目標を掲げています。

また、今日では温室効果ガスの排出削減を目的とした「緩和策」のみに留まらず、気候変動によって既に各地に顕在化している影響や、将来的に発生・深刻化することが予想される被害を回避・軽減するための「適応策」を推進することも重要視されています。そのため国では「気候変動適応法」と、それに基づく「気候変動適応計画」を策定し、気候変動への適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとし、「緩和策」と「適応策」による両輪での地球温暖化対策を目指しています。

① 日本の温室効果ガス排出量

我が国での温室効果ガス総排出量は、2021年度(令和3年度)で11億7000万tと、前年度と比べて2%増加したものの、2013年度(平成25年度)と比較して16.9%減少しています。前年度比で増加した原因は、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復によるエネルギー消費量の増加等だと考えられています。



※出典：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

日本における温室効果ガス総排出量の経年変化(出典：温室効果ガスインベントリ)

② 日本の二酸化炭素排出量

温室効果ガスの中で最も排出量が多いのは、全体の約90%以上を占める二酸化炭素です。2021年度(令和3年度)の二酸化炭素の排出量は10億640万tであり、2013年度(平成25年度)と比較して19.2%減と、年々減少しています。

二酸化炭素の排出状況と全体に占める割合を、主要4部門ごとに見ると、下記のようになります。

・産業部門:3億7,300万t(35.1%)

2009年度(平成21年度)を機に増加の傾向にあったが、2013年度(平成25年度)をピークに近年に至るまで減少傾向が続いている。

・運輸部門:1億8,500万t(17.4%)

2001年度(平成13年度)にピークに達したのち、近年に至るまで概ね減少傾向が続いている。

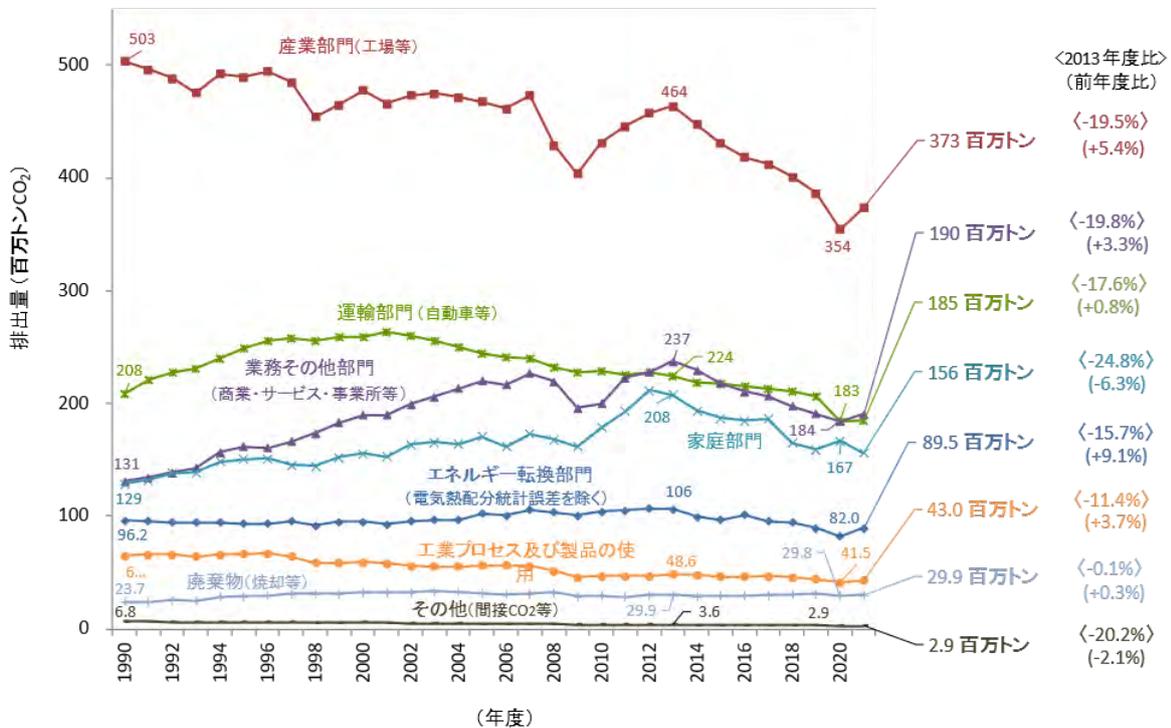
・業務その他部門:1億9,000万t(17.9%)

産業部門と同じく、2009年度(平成21年度)を機に増加の傾向にあったが、2013年度(平成25年度)をピークに近年に至るまで減少傾向が続いている。

・家庭部門:1億5,600万t(14.7%)

増減を繰り返しているが2010年以降、減少基調にある。

CO₂の部門別排出量(電気・熱配分後)の推移
(2021年度)



部門別二酸化炭素排出量の経年変化(出典:温室効果ガスインベントリ)

③ 菊川市の温室効果ガス排出量

本市では、第3次菊川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、本市の公共施設(事務事業)から排出される温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量を算定しています。2022年度(令和4年度)に計画の見直しを行い後期実行計画を策定しました。

削減目標は下記のとおりです。

- ・ **削減目標**
2013(平成25)年度を基準年度とし、2030(令和12)年度までに 50%の削減を目指します。
- ・ **長期削減目標**
2013(平成25)年度を基準年度とし、2050(令和32)年度の排出量を実質ゼロにします。

④ エコアクション21の認証取得

本市では、2011年(平成23年)7月から二酸化炭素などの排出削減の取り組みをより効果的・効率的に進めるために、環境省が推奨しているエコアクション21の認証・登録制度の方法を取り入れ、活動してきました。

2012年(平成24年)3月には市役所本庁舎と市役所北館で県内の市町8番目の認証取得をはじめとして、2014年(平成26年)3月には菊川市総合保健福祉センター(プラザけやき)ほか9施設で、2016年(平成28年)3月には菊川市立総合病院ほか3施設、2018年(平成30年)3月には、市内小中学校12校、2020年(令和2年)3月には、消防署、2022年(令和4年)3月には、市内地区センター13カ所と菊川市役所東館など、市の施設を対象に順次認証の取得を拡大し、環境への取り組みを進めています。

また、事業者の環境への取り組みを促進するため、本市及び掛川市、袋井市の3市合同でエコアクション21取得支援セミナーを開催し、環境経営への関心を引き出し、環境負荷が少ない持続可能な社会の実現を目指しています。

(2)再生可能エネルギー

本市では「菊川市自然エネルギー利用促進補助金」を設置しています。本補助金では、太陽光発電システム、太陽熱温水器、ソーラーシステムに加え、2018年度(平成30年度)より新たに家庭用リチウムイオン蓄電池を補助対象とし、これらの機器設置の際に費用の一部を補助することで、再生可能エネルギーの普及拡大を推進しています。

太陽光発電システムの設置件数は近年増加傾向にあり、2023年(令和5年)時点での太陽光発電設備設置件数は 3,516 件でした。

(3)地産地消

本市では、学校給食での地場産品の利用、朝市などにおける地場産品の販売を行っています。地産地消は、環境負荷の軽減、消費の安全安心の確保、子どもたちへの食育教育、地域の農業活性化などにつながります。



6 環境教育・環境活動



(1)環境教育

本市では、環境資源を有効に活用した環境教育・学習を行っています。市内の環境について知ってもらうために、農地や河川での体験型の環境教育に取り組んでいます。また、各学校において教科や総合的な学習の時間に環境教育・学習が実施されています。

活動の名称	内容
森林の保全	株式会社里山再生クラブでは、地域里山の再生活動に加え、竹林イベントや竹を使ったモノづくり、ワークショップを通じ、多くの方に関心を引き出し、自然あふれる住みよい地域社会の実現を目指しています。
清掃活動	自治会により側溝などの清掃や不法投棄物の収集を行う清掃活動が積極的に実施されています。
棚田などの保全活動	上倉沢の棚田は、地域の人々の知恵と技術によって築かれてきた地域の財産であり、人々に安らぎや感動を与えています。NPO法人せんがまち棚田倶楽部が中心となり、田植えや稲刈りなどの農作業体験を通じ、農業や農山村の理解を深めるとともに、平成22年度からは、棚田のオーナー制度を取り入れ、棚田の復元や保全に取り組む活動が行われています。
啓発活動	「まぜればごみ 分ければ資源」「地球温暖化対策」をテーマとしたおしかけ出前行政講座を全自治会対象に実施しています。また、小中学生を対象に「ごみ減量、食ロス」をテーマとした講座を実施しています。
体験学習	環境資源ギャラリーにて学習施設の見学を実施しています。
植栽	自治会などにより、花壇づくりなど自治会の実状に応じた活動が展開されています。
アースキッズ事業	小学校4年生を対象に、子どもたちが家庭の環境リーダーとなり、地球温暖化防止に取り組む学習プログラム「アースキッズ事業」を実施しています。
水生生物調査	環境をテーマとする総合学習の一環として、水生生物調査、水質の簡易検査の実験などを通じて、良い環境を保つためには何が必要かを考える「気づき」を養い、環境問題への関心を高める取り組みを続けています。

(2)環境活動

本市において市民、事業者、行政の個々の取り組みや協働による取り組みが行われています。

○ 市民

市内では、上倉沢の棚田などの保全を目的として、多くのボランティアや企業などの協働による活動を実施している事例があります。

○ 事業者

企業においては、国際標準規格ISO14001の認証取得のほか、環境省の環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証・登録を受けている企業が多くあります。また、環境保全活動として自らビオトープを設置している企業があります。

○ 行政

本市では、省エネルギー推進本部の設置やエコアクション21の認証を取得のほか、第2次菊川市総合計画の策定、第3次菊川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【後期基本計画】、菊川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び菊川市気候変動適応計画の策定を行いました。

コラム ビオトープとは？

ドイツ語の「biotop」のことで、元々はギリシャ語で「命(bio)のある場所(topos)」という意味。人工や自然を問わず、生き物が生息する場所を指します。地球には約3,000万種、あるいはそれ以上の生き物がいるといわれていますが、一つ一つに個性があり、全てが支え合って生きています。これを「生物多様性」と呼びます。ビオトープを作ると、自然と動植物がやってきて、季節によって様子に変化していきます。絶滅危惧種を守ることは生物多様性の保全につながりますが、適切なビオトープを作ることもまた同様です。動植物が生きる場所を一つでも増やしていくことは、生物多様性の保全につながります。

なお、ビオトープは下の写真のように小鉢でつくる小型のものから、広大な敷地につくる大型のものまで、規模や種類は様々です。



出典:環境省 HP「ecojin」(<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/action/20240515.html>)



7 アンケート調査結果

本後期計画の策定にあたり、本市を取り巻く様々な環境の現況について、市民及び事業者がどのように把握・意識しているかを分析するため、アンケート調査を実施しました。

市民対象が発送数1,000、回収率は41.0%、事業者対象が発送数150、回収率が47.3%でした。

(1)環境に対する満足度(市民)

グラフ上段が今回実施したアンケート調査結果、下段が2018年度(平成30年度)調査結果です。この比較から、市民の現在の本市の環境の現況に対する満足度と、過去5年間でどのように満足度が変化したのかを調査しました。

その結果、全体としては満足度に変化はないものの、項目ごとでは様々な変化が生じていました。

【満足】と【やや満足】、【やや不満】と【不満】を合わせ「満足」から「不満」を引いた割合について、5%以上の変化があった項目については下記のとおりです。

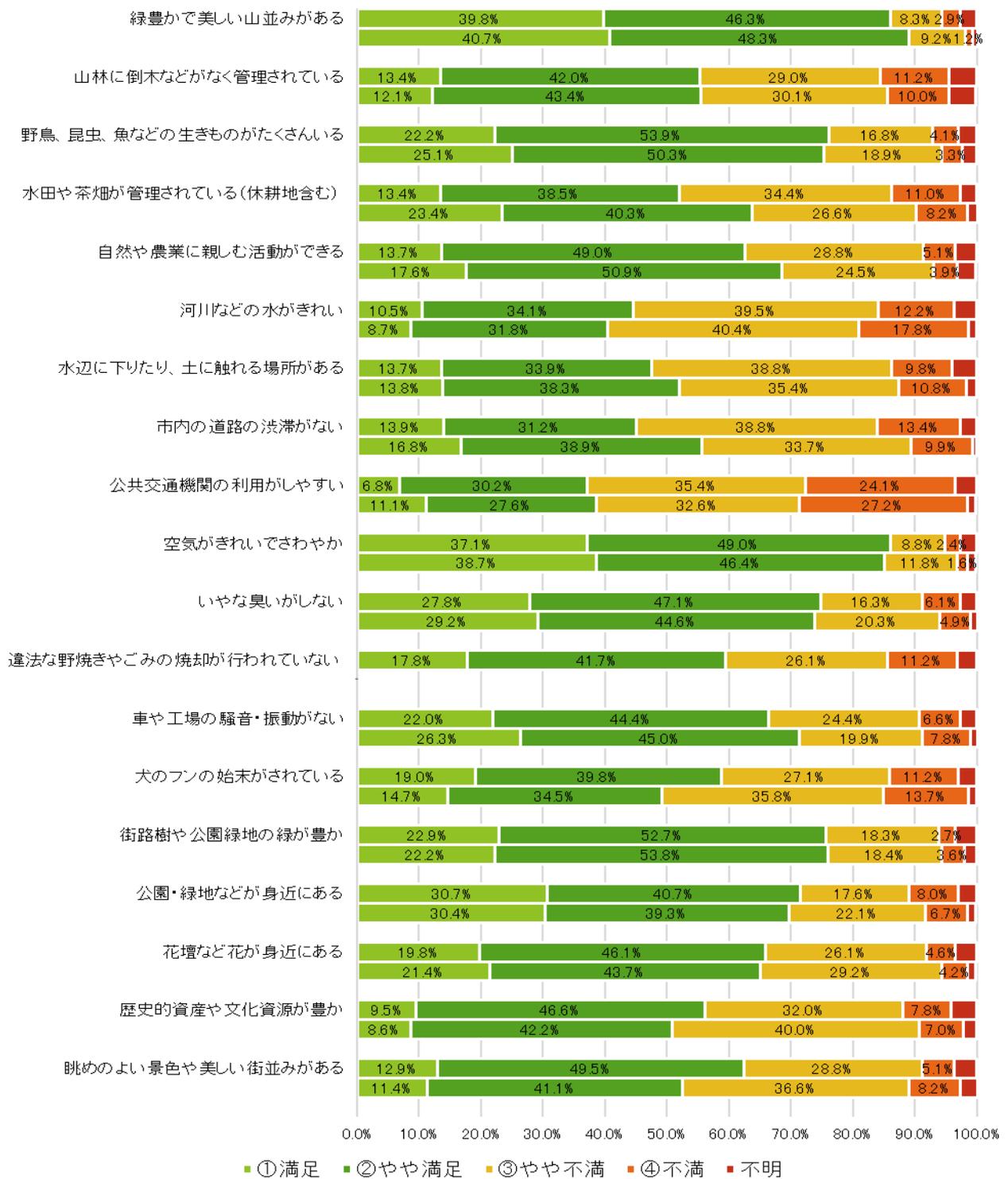
	満足度が向上	満足度の増減	満足度が低下	満足度の増減
1	眺めのよい景色や美しい街並みがある	20.8%	水田や茶畑が管理されている(休耕地含む)	-22.3%
2	犬のフンの始末がされている	20.8%	市内の道路の渋滞がない	-19.2%
3	湧水や地下水などの水が豊富	15.3%	再生可能エネルギー(太陽光発電など)が普及している	-16.1%
4	歴史的資産や文化資源が豊か	12.5%	自然や農業に親しむ活動ができる	-11.3%
5	災害時に安心なまちづくりが行われている	11.5%	地産地消が行われている	-8.9%
6	学校や家庭、事業所などで環境教育・環境学習が行われている	11.2%	車や工場の騒音・振動がない	-8.2%
7	広告や看板が整然としている	11.0%	リサイクル活動が活発である	-7.0%
8	粗大ごみなどの不法投棄がない	11.0%	水辺に下りたり、土に触れる場所がある	-6.9%
9	河川などの水がきれい	10.6%		
10	環境情報が整備・活用されている	10.6%		
11	環境に関わる人材が育っている	9.4%		
12	市民参加やボランティア団体などによる環境保全活動が行われている	6.0%		

また、下表の項目は、【不満】、【やや不満】が【満足】と【やや満足】を上回っている項目であり、「市内の道路の渋滞がない」は今回初めて不満が満足を上回りました。

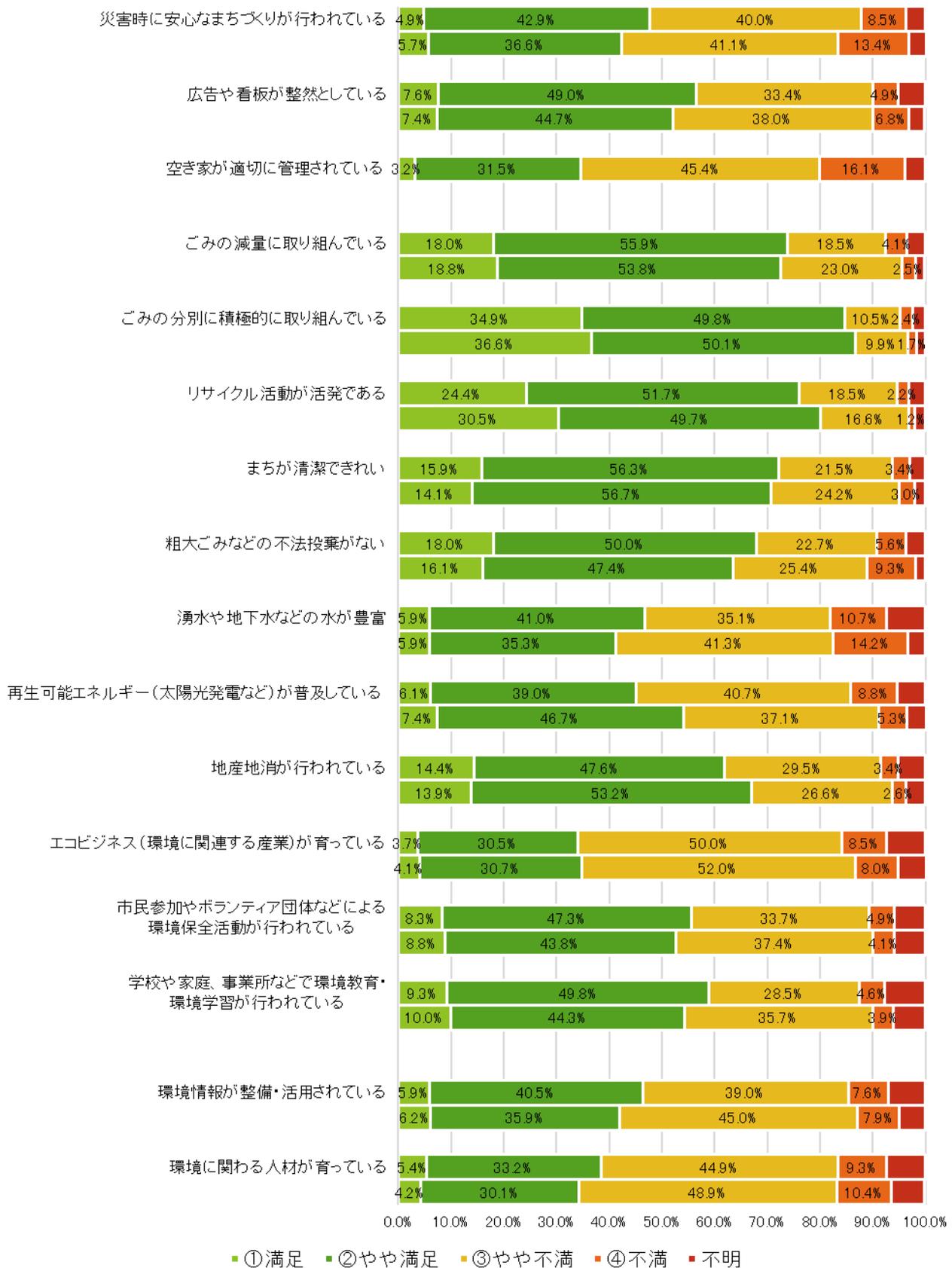
水質環境や生活環境、環境に関する情報発信等が今後の課題として挙げられます。

項目	今回(満足-不満)	前回(満足-不満)
エコビジネス(環境に関連する産業)が育っている	-24.4%	-25.2%
公共交通機関の利用がしやすい	-22.4%	-21.1%
環境に関わる人材が育っている	-15.6%	-25.0%
河川などの水がきれい	-7.1%	-17.7%
市内の道路の渋滞がない	-7.1%	12.1%
空き家が適切に管理されている	-26.8%	-

*5%以上の項目のみ記載



※ グラフ上段が今回調査結果、下段が2018年度(平成30年度)調査結果



※ グラフ上段が今回調査結果、下段が2018年度(平成30年度)調査結果

(2)環境に対する重要度(市民)

環境に対する重要度は、【重要】と【やや重要】を合わせた合計が80%を超えている項目が35項目中30項目と大部分を占めています。

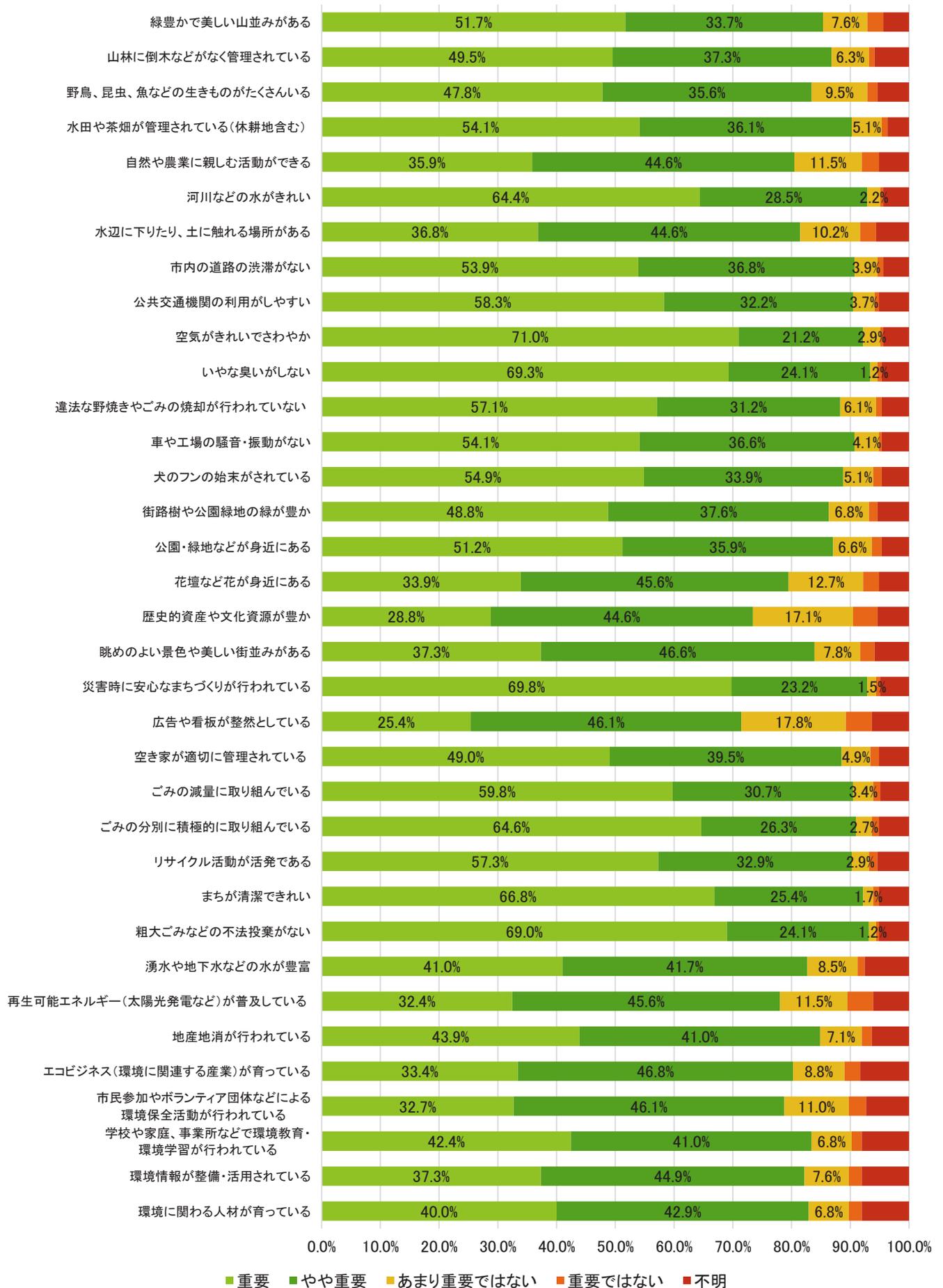
また、特に重要度が高いと認識されている項目については下記のとおりです。

<重要度の高い要素>

項目	「重要」と「やや重要」
いやな臭いがしない	93.4%
粗大ごみなどの不法投棄がない	93.2%
河川などの水がきれい	92.9%
災害時に安心なまちづくりが行われている	92.9%
空気がきれいでさわやか	92.2%
まちが清潔できれい	92.2%
ごみの分別に積極的に取り組んでいる	91.0%
車や工場の騒音・振動がない	90.7%
ごみの減量に取り組んでいる	90.5%
公共交通機関の利用がしやすい	90.5%

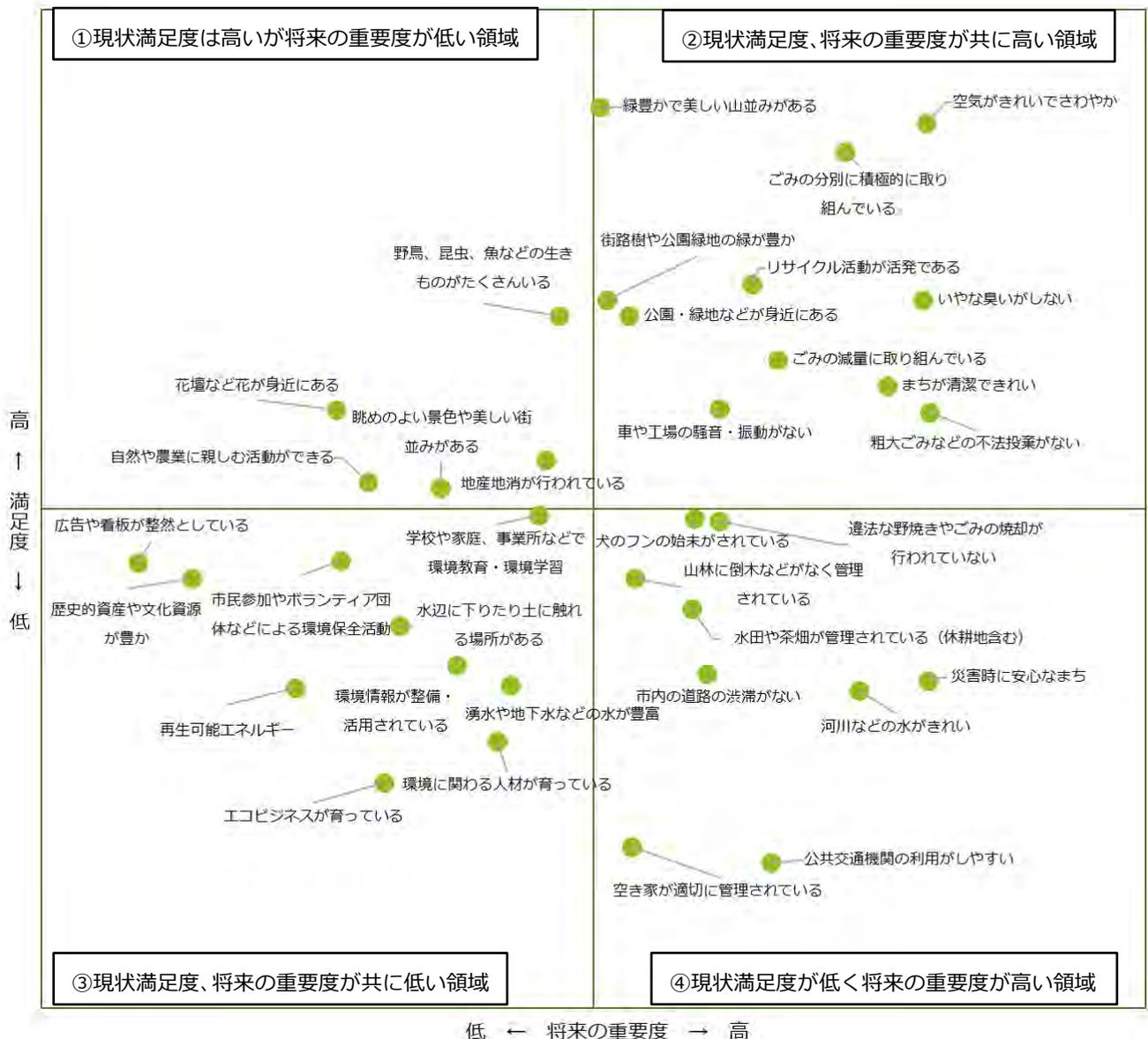
水や大気、悪臭、騒音・振動など生活環境や廃棄物等の諸問題について重要と考えている方が多い状況です。





(3) 満足度と重要度(市民)

各項目ごとの現状の満足度の平均値を縦軸に、将来の重要度の平均値を横軸にプロットした図を示します。



※各項目の位置は項目間の相対的なものであり、アンケート結果の全体的な傾向を示すものである。

① 現状満足度は高いが将来の重要度が低い領域

該当項目は少ないものの、菊川市の強みである自然環境について、現状満足度の高さだけでなく、今後は将来の重要度がより高くなる可能性があり、満足度を上げていくことが重要です。

② 現状満足度、将来の重要度が共に高い領域

「空気がきれいでさわやか」や「いやな臭いがしない」など生活環境に関わる項目や、「ごみの分別に積極的に取り組んでいる」「リサイクル活動が活発である」などごみ・リサイクルに関する項目が挙げられま

す。菊川市の強みと言える領域であり、今後これを維持・強化していく必要があります。一方で、ごみのポイ捨てや犬のフン等の問題は場所によっては懸念が生じていますので、より一層の周知が必要になります。

③現状満足度、将来の重要度が共に低い領域

「エコビジネスが育っている」や「環境に関わる人材が育っている」「環境情報が整備・活用されている」などの環境行政や教育に関わる項目のほか、「再生可能エネルギーが普及している」等が挙げられます。将来の重要度の認識がやや低いものの社会的な要請があることや現状の満足度が低いことから引き続き施策が必要な領域です。

④現状満足度が低く将来の重要度が高い領域

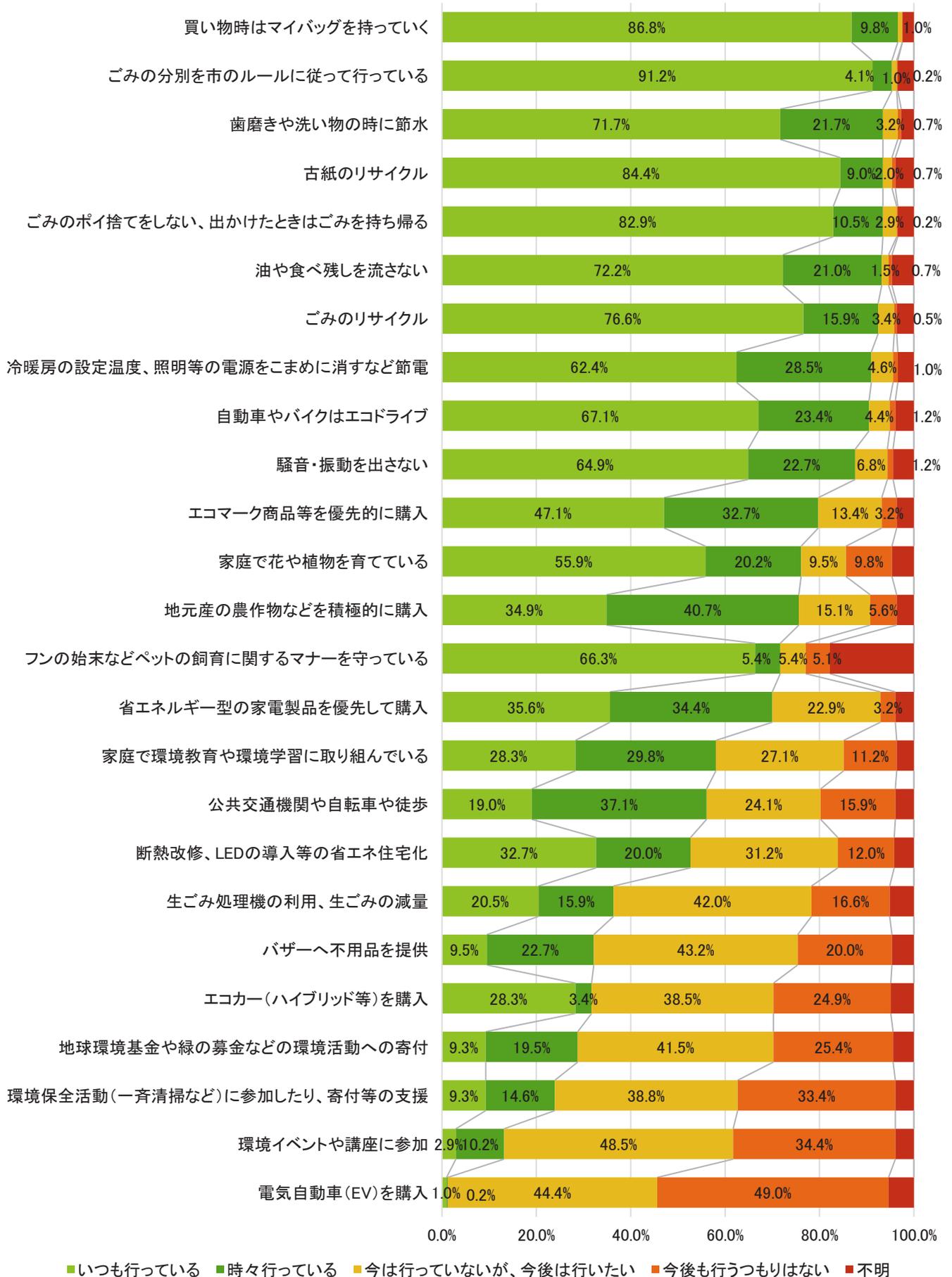
「公共交通機関の利用がしやすい」や「空き家が適切に管理されている」「河川などの水がきれい」「災害時に安心なまちづくりが行われている」「水田や茶畑が管理されている」が挙げられます。比較的緊急性の高い可能性のある項目であり、優先度の高い重点的な施策が求められます。

(4)環境への取り組みについて(市民)

家庭で行っている環境への取り組みについて、【いつも行っている】と【時々行っている】を合わせた合計の取り組み状況が高い上位5項目と、取り組み状況が低い5項目が下記となります。

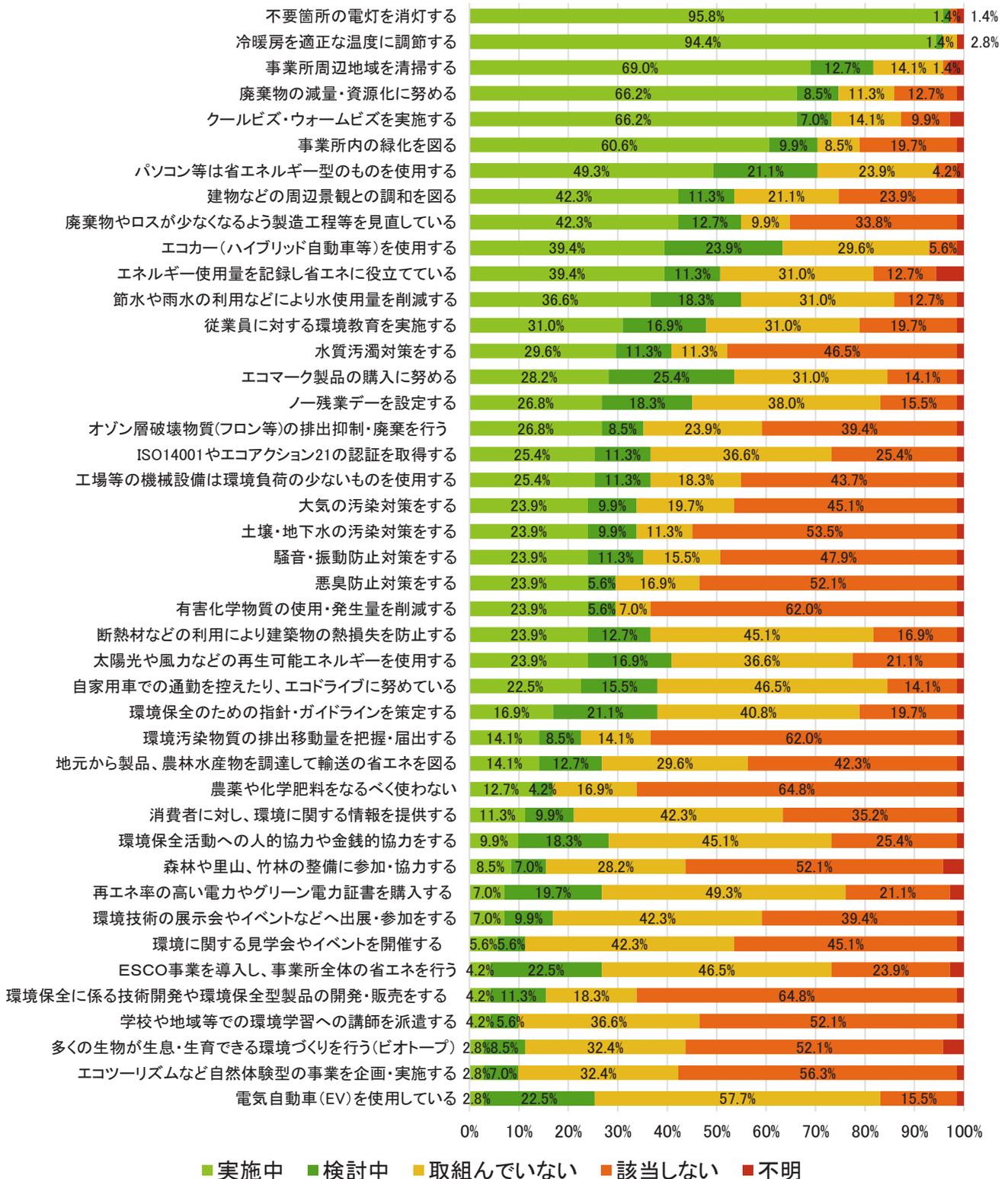
取り組み状況が高い項目	
・買い物時はマイバッグを持っていく	96.6%
・ごみの分別を市のルールに従って行っている	95.4%
・ごみのポイ捨てをしない、出かけたときはごみを持ち帰る	93.4%
・古紙のリサイクル	93.4%
・歯磨きや洗い物の時に節水	93.4%
取り組み状況が低い項目	
・環境に関するイベントや講座に参加している	13.2%
・環境団体に所属し、環境保全活動に参加している	23.9%
・地球環境基金や緑の募金などの環境活動への寄付を行っている	28.8%
・低燃費の車や排気ガスの少ない車を購入している	31.7%
・バザーへ不用品を提供	32.3%

傾向としては、【ごみの分別を市のルールに従って行っている】等の日常生活に関連した取り組みについては実施率が高く、【環境に関するイベントや講座に参加している】等の積極的な参加・行動が必要となる項目や、【低燃費の車や排気ガスの少ない車を購入している】等の設備投資が必要となる項目については、実施率が低くなっています。



(5)環境への取り組みについて(事業所)

事業所における環境への取り組みについては、【不要箇所の電灯を消灯する】や【冷暖房を適正な温度に調節する】、【事業所周辺地域を清掃する】などの項目は実施中と回答した事業所の割合が高い水準を保っていますが、【事業所内で環境に関する見学やイベントを開催する】や【環境フェア・イベントなどへの出展・参加をする】などの地域市民を対象とした環境学習事業に取り組んでいる事業所は未だ少ない結果となっています。

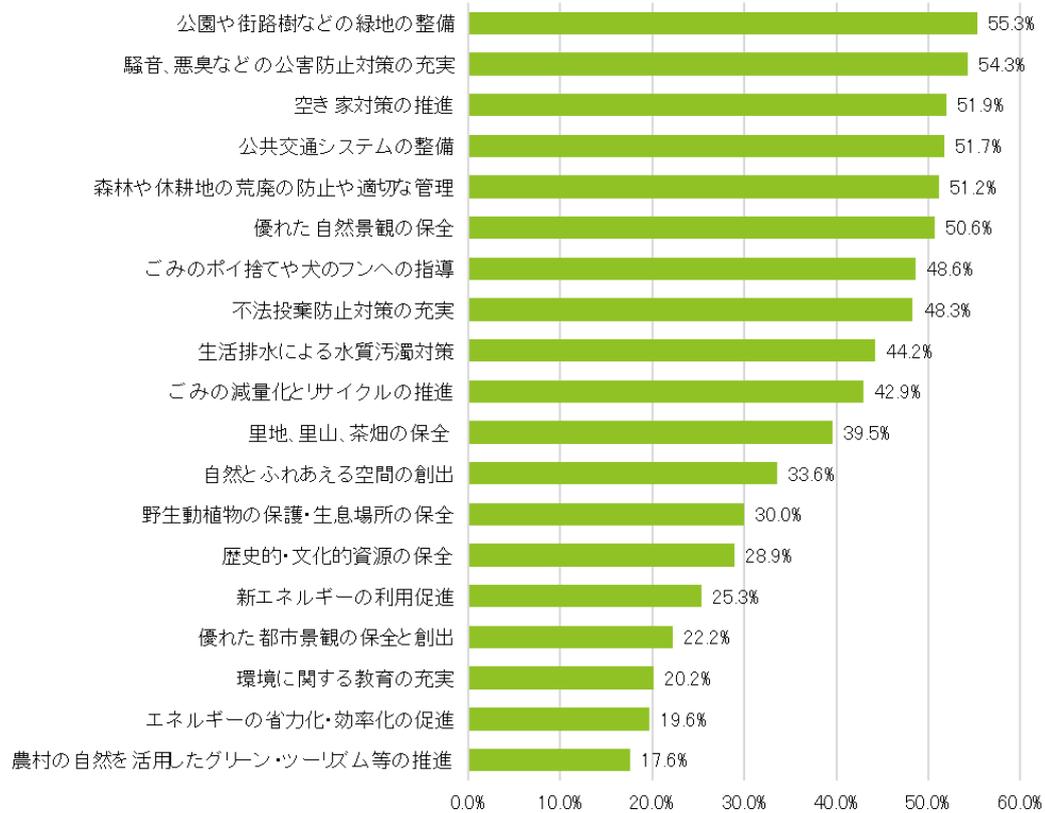


(6)行政に期待する施策(市民・事業所)

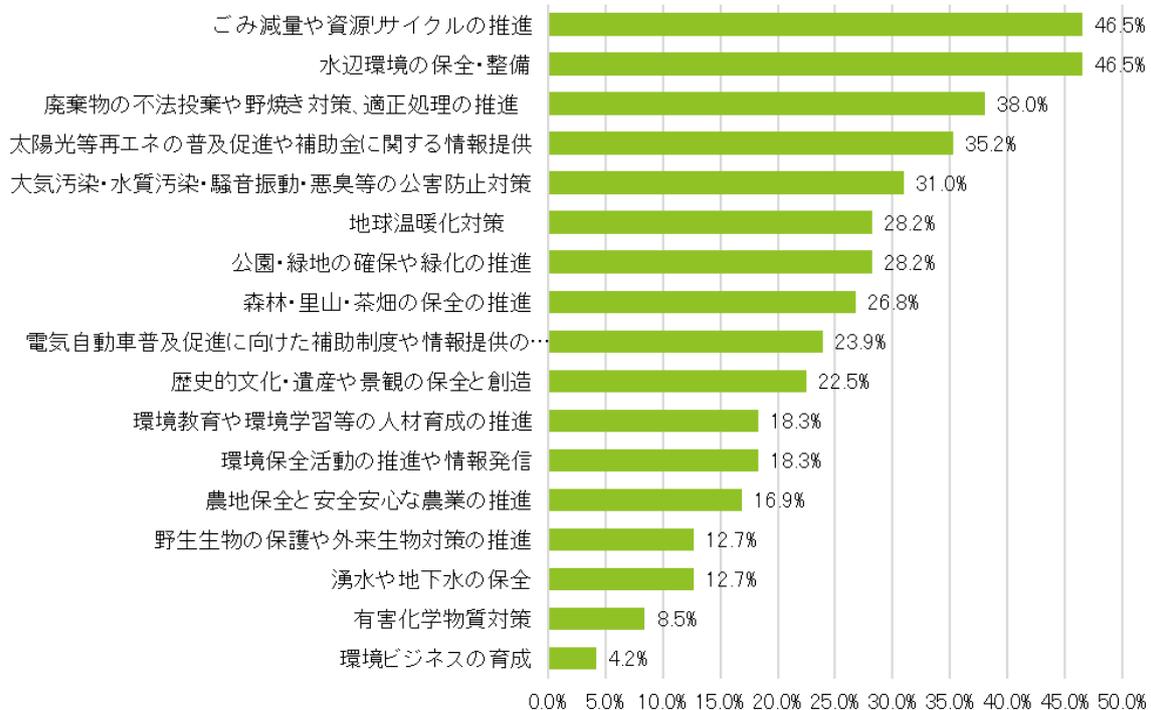
行政に期待する施策として挙げられた項目の中で、市民・事業所における上位5項目が下記となります。

市民	
・公園や街路樹などの緑地の整備	55.3%
・騒音、悪臭などの公害防止対策の充実	54.3%
・空き家対策の推進	51.9%
・公共交通システムの整備	51.7%
・森林や休耕地の荒廃の防止や適切な管理	51.2%
事業所	
・水辺環境の保全・整備	46.5%
・ごみ減量や資源リサイクルの推進	46.5%
・廃棄物の不法投棄や野焼き対策、適正処理の推進	38.0%
・太陽光等再エネの普及促進や補助金に関する情報提供	35.2%
・大気汚染・水質汚染・騒音振動・悪臭等の公害防止対策	31.0%

市民・事業所どちらにおいても、自然環境・生活環境の保全・対策について行政に期待する声が高くなっています。また、それに加えて市民からは【公共交通システムの整備】が、事業所からは【ごみ減量や資源リサイクルの推進】に対する施策への期待の声が多く挙げられています。



行政に期待する環境施策【市民】



行政に期待する環境施策【事業者】

(7)総括

今回のアンケート調査において、前回と同様に、市民及び事業所における環境への取り組みについて、ゴミの分別や節水、節電といった日常の生活や業務に関連した身近な取り組みについては実施率が高い結果となりました。しかし、環境に関するイベントや活動への参加、設備投資が必要となる項目などについては低い結果となり、これらの取り組みを推進していくことが必要です。

また、本市の環境に対する満足度の低い項目や重要度の高い項目の回答結果から、河川の水などの自然環境と身近な生活環境における問題の選択率が高い結果でした。これは本市に望む将来の環境像においても「自然や緑が豊かなまち」や「ごみがない清潔なまち」、「美しい川が流れるまち」、「空気がきれいなまち」などを選択する割合が前回同様今回も高いことから、【自然環境】と【生活環境】を重視していることが伺える結果となりました。

<今後菊川市に望む将来の環境像(市民・事業所)>

項目	前回 選択率	今回 選択率	差
自然や緑が豊かなまち	62.7%	58.4%	-4.3%
ごみがない清潔なまち	41.4%	46.4%	5.0%
美しい川が流れるまち	42.7%	39.1%	-3.6%
空気がきれいなまち	35.1%	34.3%	-0.8%
閑静で落ち着いた雰囲気のみち	24.1%	23.6%	-0.5%
歴史・文化を大切にすまち	20.5%	19.3%	-1.2%
不快な臭いのないまち	15.8%	18.8%	3.0%
景観の美しいまち	16.7%	14.7%	-2.0%
地球温暖化対策に取り組んでいるまち	12.9%	14.2%	1.3%
新エネ・省エネと共存するまち	9.7%	12.1%	2.4%
環境教育が活発なまち	7.3%	8.0%	0.7%

※選択率は不明回答を除き集計



8 第2次計画（前期）の評価



(1) 数値目標の達成状況

第2次計画で設定した中間目標2024年度(令和6年度)に対する2023年度(令和5年度)時点での達成状況について、以下のとおり掲載します。なお、各表最右欄の評価については、以下のとおり設定しました。

- ◎:達成率 100%以上
- :達成率 80%以上 100%未満
- △:達成率 50%以上 80%未満
- ×:達成率 50%未満

環境目標1 【自然環境】自然を守り育てるまち

環境指標	実績 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	現状 令和5年 (2023年)	評価
森の力再生事業の整備面積(ha)	137.22	204.00	179.43	○
荒廃農地解消面積(ha)累積	74	88	80	○
自然に親しむ人数(人/年)	58,796	59,396	36,123	△

環境目標2 【生活環境】安全安心で快適なまち

環境指標	実績 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	現状 令和5年 (2023年)	評価
汚水処理人口普及率(%)	68.28	79.51	76.22	○
水生生物調査の参加団体数(団体)	6	10	2	×
リバーフレンドシップ制度参加団体数(団体)	22	24	29	◎
悪臭や騒音などの苦情件数(件)	34	10	14	△
公園の満足度(%)	53.6	60.6	55.7	○
アダプトロード制度実施箇所(箇所)	2	3	3	◎

環境目標3 【循環型社会】資源を有効に利用する循環型のまち

環境指標	実績 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	現状 令和5年 (2023年)	評価
リサイクル率(%)	22.4	27.3	21.7	△
不法投棄件数(件)	75	75	35	◎

環境目標4 【地球環境】地球環境の保全に取り組むまち

環境指標	実績 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	現状 令和5年 (2023年)	評価
市公共施設におけるCO ₂ 排出量(t-CO ₂)	6,818	5,993	6,449	○
太陽光発電システムの設置件数((件)累計)	2,789	3,389	3,516	◎
学校給食での地場産品(県内産)利用率(%)	46	46	41	○

環境目標5 【環境教育・環境活動】協働で実践するまち

環境指標	実績 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	現状 令和5年 (2023年)	評価
環境保全活動を実施した回数(回)	153	168	137	○
環境NPO、環境ボランティアなどの組織数(組織)	12	13	15	◎
総合的な学習の時間などにおける環境学習の実施(校)	12	12	12	◎

(2)重点取組施策の進行状況

施策名「海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」の取り組み」
第2次計画で設定した取組目標
ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年(令和32年)までに魚の量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。静岡県では「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」に取り組んでいるため、本市においてもこの運動に協力します。
進行状況
<ul style="list-style-type: none"> ・のぼりの掲出やチラシの配布 ・生活環境フェスタでのゲームによる啓発 ・小中学校や自治会への出前行政講座での啓発
目標達成に向けた今後の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画では「製品プラスチックの回収」に修正します。

施策名「地域循環共生圏プラットフォーム構築」
第2次計画で設定した取組目標
国の第五次環境基本計画(2018年4月閣議決定)では、地域の力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考えが新たに提唱されました。そのためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要です。「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化し、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。市独自の自然の恵みや資源をエネルギー分野の地産地消として有効活用する必要があります。
進行状況
<ul style="list-style-type: none"> ・2023年(令和5年)8月に鈴与商事株式会社と「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」を締結し、西方バイオガス発電所を起点とした循環型社会の形成に取り組んでいます。 ・2024年(令和6年)3月に静岡県の地域循環共生圏事業の認定を受けました。
目標達成に向けた今後の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・2024年(令和6年3月)に静岡県の「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」事業の認定を受け、牧之原市と連携して「牧之原・菊川お茶の郷地域循環共生圏」事業を推進します。 ・地域の課題である荒廃茶園・農地の拡大を防ぐため、荒廃茶園の茶樹をバイオ炭として活用する循環型農業の推進に取り組めます。 ・バイオ炭の炭素貯留効果による温室効果ガスの吸収源対策に取り組むとともに、土壌改良効果やカーボンクレジット収益をもとに、農業の生産性及び収益性の向上を図ります。 ・地域の食品系廃棄物を原料としたバイオガス発電の過程で廃棄されるメタン発酵消化液を肥料として利用することで、未利用資源の地産地消、廃棄物の再資源化、化成肥料の削減などを通じて環境にやさしい農業や循環型社会形成の推進に取り組めます。

施策名「一人一日当たりごみ排出量少なさ県内No.1」
第2次計画で設定した取組目標
不要となった衣類の回収や出前行政講座などを開催し、分別の必要性や4Rの啓発に取り組んできた結果、ごみの排出量は近年減少傾向になっています。これ以上ごみを出さないように、市民一人ひとりが4Rの意識を向上する必要があります。可燃ごみとして処理されるものがリサイクルに回ることにより、バージン材の使用軽減などにも貢献し、循環型社会の構築の一助となります。
進行状況
<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生自治推進協議会などの関係組織と連携し、エコグッズの配布や啓発活動を行いました。 ・市民向けのごみ減量に関する説明会や講習会を実施しました。
目標達成に向けた今後の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けのごみ減量に関する説明会や講習会において、4Rの促進と啓発活動に取り組めます。 ・生ごみ処理機購入に対する補助金の交付により、ごみの原料化やたい肥化の促進を図ります。

・SNS等を活用し、ごみ減量化に向けた啓発活動に取り組みます。

施策名「地域新電力（自治体新電力）導入」
第2次計画で設定した取組目標
本市全体で使用されるエネルギー（車などの使用に必要なガソリン、家庭・事業所での電気、工場等で使用される石油・石炭など）のうち、約114億円分は海外からの輸入に依存しています（本市GRP（Gross Regional Product（本市域内総生産））の6.6%に相当）。これらから脱却し、エネルギーを自給自足する方法が求められます。可能な限りのエネルギーの自給自足を検討する必要があります。
進行状況
・自治体新電力の設立は検討していません。 ・公共施設に市内の小水力発電所から発電される再生可能エネルギー100%電気の購入を継続しています。
目標達成に向けた今後の動き
・自治体新電力会社の設立の検討は難しい状況となりましたが、市内の小水力発電所から発電される再生可能エネルギー100%電気の購入や、公共施設に太陽光発電設備を設置する等、エネルギーの地産地消に取り組んでいきます。

施策名「エコアクション21認証取得事業者数UP」
第2次計画で設定した取組目標
静岡県はエコアクション21認証事業者数が全国1位で、県内35市町中16位となっています。また、市内における認証取得事業所数（本社市内登録）は13社（令和元年5月時点）となっています。事業者がエコアクション21を認証登録することにより、環境への取組を総合的に進めることができます。経費の削減や生産性の向上など、経営面での効果が期待できるため、事業者の認証登録を促す施策が必要になります。
進行状況
・2023年度（令和5年度）の事前説明会には、民間企業5社（菊川市2社）が参加しました。 ・2024年（令和6年）3月末現在、市内における認証取得事業所数は16社となっています。
目標達成に向けた今後の動き
・掛川市、袋井市との3市で事業者向けのエコアクション21認証取得支援セミナーを静岡県環境資源協会と共催で毎年実施します。 ・セミナーでは、エコアクション21の運用方法、取組によるコスト面や環境負荷の削減効果について実際にエコアクション21で現地審査を行う審査員が事業者に向けて説明をします。

第3章

計画の目標

1 目指すべき環境像

本市は、東に日本一の大茶園である牧之原台地を擁し、南には市を縦断する一級河川菊川が流れ、のどかな田園が広がり、温暖な気候と自然環境に恵まれています。

健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していくため、本市の目指すべき環境像を以下に示します。

豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ





2 環境像実現のための環境目標



目指すべき環境像の実現に向けて、五つの環境目標を掲げます。

自然環境

森林や里地・里山は、多様な生物の生息地として豊かな生態系を育むだけでなく、私たちの暮らしに潤いや安らぎを与え、経済活動や生活のための基盤としても重要です。今後も自然と向き合いながら、自然を守り育てるまちとして、人と自然が共生することのできる環境づくりを目指します。

生活環境

河川・水・臭気・騒音などの身近な生活環境を良好に保つことを心掛けるとともに、有害物質による環境汚染などによるさまざまなリスクを減らし、安全安心で快適なまちとして皆が暮らせる生活環境づくりを目指します。

循環型社会

不要な物は貰わない(リフューズ)、廃棄物の排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の4Rによる資源の有効活用が推進される循環型社会への転換を進めるとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄等の防止を推進し、資源を有効に利用する循環型のまちを目指します。

地球環境

温室効果ガスや廃棄物を大量に排出する社会から転換し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築していくことがいま求められています。省エネルギー、新エネルギーの創出に向け市民・事業者を先導し、地球環境の保全に取り組むまちづくりを目指します。

環境教育・環境活動

市民・事業者・行政その一人ひとりが環境への負荷を減らすことを考えるとともに、互いに問題を共有し、環境保全の取り組みについて協働で実践するまちを目指します。



3 取り組みの全体像（体系図）

目指すべき環境像	環境目標	基本方針	施策の基本的方向
豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ	1 【自然環境】 自然を守り育てるまち	1 自然環境の保全とネイチャー ポジティブの推進	(1) 森林・里山の保全 (2) 動植物の保護・保全 (3) 農地の保全
		2 自然とのふれあいの推進	(1) 自然環境保全活動の推進
	2 【生活環境】 安全安心で快適なまち	1 菊川の水質保全	(1) 生活・工業排水対策の取り組み (2) 水質浄化への取り組みと啓発 (3) 水辺環境の保全と整備
		2 快適な生活環境の確保	(1) 環境負荷の小さい交通の利用促進 (2) 健康被害防止の徹底と指導 (3) 動物愛護の啓発
		3 みどり豊かな空間の創造	(1) 自然豊かな公園・緑地の確保 (2) 緑のつながるまちの創出
	3 【循環型社会】 資源を有効に利用する 循環型のまち	1 4 R推進のまちづくりと サークルエコミーの推進	(1) ごみの減量化の推進
		2 ごみの適正な処理	(1) ごみの適正処理の推進
	4 【地球環境】 地球環境の保全に 取り組むまち	1 カーボンニュートラルの推進	(1) 地球温暖化防止の取り組みの推進
		2 地球環境を守るくらしの創出	(1) 新エネルギーの利用促進 (2) 地産地消の促進
	5 【環境教育・ 環境活動】 協働で実践するまち	1 環境まちづくり活動の促進	(1) 環境保全活動の促進 (2) 環境NPOなどの活動支援
		2 環境意識の高揚	(1) 環境教育・環境学習の推進 (2) 環境情報の発信

第4章

取り組みの方向

目指すべき環境像の実現に向けた施策の方向性

本市の目指すべき環境像「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」の実現に向けて、環境保全及び創造に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

また、市民・事業者・行政が連携を図り、環境の保全と経済の発展を両立させながら環境負荷が少ない持続的な社会の実現を目指していくことも重要です。そのためには、一人ひとりの意識の向上、身近な生活レベルからの小さな改善の積み重ねが求められています。

本章では、各主体における取り組み内容と、具体的な目標値を明らかにします。

SDGsと本計画との関わり

SDGsの構造は、開発に向けた意欲目標である17のゴール(目標)、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な169のターゲットで構成されています。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものも含まれていません。

「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ(平成29年11月自治体SDGs推進のための有識者検討会)の中で、自治体がSDGsに取り組むことは、短期的に見た生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上に繋がると示されています。

SDGsの推進には市だけでなく、市民や事業者などの広範で多様な主体の参画が不可欠です。このため、本計画では、基本方針等とSDGsとの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進や様々な業種における事業活動への率先的な関わりを促すことで、SDGsの目標達成への貢献を目指します。

本計画に基づく取組は、SDGsで示されている17のゴールの解決に貢献するものでもあり、各種環境施策の効果は、17のゴールのうちの一つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。このため、第4章の「取組の方向性」では、基本方針ごとに関連するSDGsの各目標を示しています。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> 	



1-1 自然環境の保全とネイチャーポジティブ※の推進

※ P.56コラム参照

(1) 森林・里山の保全

- ・本市の森林面積は、市全域の約23%を占めていますが、積極的な林業経営は行われていません。
- ・森林の荒廃は本市のみならず全国的な課題であり、森林所有者自らが経営管理できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市町村自らが管理を行う「森林経営管理制度」が始まりました。
- ・森林の整備等に要する財源として森林環境税が創設され、本市においては、森林整備や松くい虫防除、庁舎木質化を実施しています。
- ・近年においては、森林や田畑に包まれた豊かな自然も都市化の進展とともに年々失われつつあり、森林の持つ公益的機能(水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等)の重要性は益々高まってきています。
- ・森林の有する公益的機能の持続的発揮が図られるよう、人工林の間伐推進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施します。

◆ 行政の取り組み

① 森林・里山の適正な保全と管理【農林課】

- 菊川市森林整備計画(令和6年度～令和16年度)に基づき適切な森林管理を推進します。
- 森林法に基づき保安林の保全を図ります。
- 関係機関と連携を図り、森林や里山の維持管理を図ります。
- 松くい虫などの病害虫の適正防除対策に努めます。
- 森林経営管理法に基づく経営管理を実施し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。

② 里山保全の促進【農林課】

- 静岡県森の力再生事業をはじめとする森林の保全事業を活用するとともに、地域住民、NPO、企業などの協働による森林、里山の整備を促進します。
- 地域づくりのため、市民が自発的かつ主体的に取り組む竹林整備や伐採竹林の有効利用の促進に努めます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
森の力再生事業の 整備面積	137.22ha	179.43ha	260.00ha

※ 山林面積に対する整備面積割合。山林面積は2,167ha(2023年度(令和5年度))(出典:2023年度(令和5年度)版菊川市データルーム)

(2)動植物の保護・保全

- ・2022年(令和4年)12月に開催されたCOP15において、2030年(令和12年)までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる、「ネイチャーポジティブ※」の方向性が示されました。
- ・市内には多くの動植物が生息・生育しています。その環境は、生態系の循環の中で年々変化していることから、種の絶滅を防止し、多様な生態系が維持されるように努めることや、特定外来生物の生息動向を把握し、生態系への影響や農業等への被害防止に努める必要があります。
- ・猟友会員の高齢化、会員数の減少、荒廃農地の増加による捕獲活動の困難化、捕獲個体の処理・活用等の課題があります。

※ P.56コラム参照

◆ 行政の取り組み

① 希少な動植物の保護・保全【環境推進課、社会教育課、建設課、農林課】

- 国や県のレッドデータブックで確認されている市内の貴重な動植物の保護と保全に努め、ネイチャーポジティブ※を推進します。
- 森林、里山における動植物の調査などの市民活動に対する支援の検討を進めます。

※ P.56コラム参照

② 鳥獣保護や有害鳥獣対策の推進【農林課】

- 地域の関係者の合意形成に努め、鳥獣保護区、狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域及び特定猟具(銃)使用禁止区域の指定及び更新に取り組みます。
- 菊川市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣を寄せ付けない環境づくり、捕獲の推進、捕獲固体の利活用等を進めます。

③ 外来種の拡大防止【農林課、環境推進課】

- 関係機関と連携し、特定外来生物などの駆除や防除に取り組みます。
- 外来生物に関する情報発信や普及啓発の推進に努めます。
- 在来の自然生態系を損なわないような事業活動や土地利用に努めます。

(3)農地の保全

- ・市内では、米、茶、ブルーベリー、路地野菜(レタス、トウモロコシ)、施設園芸作物(トマト等)などの生産に取り組んでいます。
- ・農地は、潤いのある住環境や多様な生物の生育生息地、治水、防災機能など、多面的な機能を有しています。しかし農家数の減少や高齢化、生産資材価格の高騰、農産物価格の低迷、輸入自由化などから荒廃農地が増加しています。
- ・市内農地面積に占める荒廃農地の面積の割合は 3.02%(平成30年度)から 4.91%(令和5年度)に増加しています。令和11年度には9%~10%に達するペースで増加しているため、7.45%以下に抑えられるよう努めます。
- ・農業生産基盤の整備、担い手の育成や確保などの農業振興施策とともに、優良農地の確保や活用、荒廃農地の解消等による農地の保全により、自然環境を守り育てる農業の発展に取り組んでいます。

◆ 行政の取り組み

① 農業振興地域整備計画の推進【農林課】

- 菊川市農業振興地域整備計画や菊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき、適正な農地の保全を推進します。
- 新しい担い手農家の育成や確保に向けた農業振興に取り組み、農地の保全に努めます。

② 自然と共生する農業、集落環境の整備の促進【農林課】

- 多面的機能支払交付金事業などを活用し、自然と共生する農業や集落環境づくりの活動に対して、支援を行います。

③ 優良農地の確保や活用【農林課・茶業振興課】

- 優良農地の確保と荒廃農地の発生を未然に防止するため、菊川市地域計画を基に農地を集約し、利用者を特定し、担い手農家への農地の利用集積を促進します。
- 第2次菊川市茶業振興計画に基づき、園地集積、有機転換、複合経営、販路拡大(海外輸出)による茶園の将来にわたる安定的な仕組みづくりを推進します。
- 市民活動による農業体験の場の提供などの支援に努めます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
農地面積に占める荒廃農地の割合	3.02%	4.91%	7.45%以下

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 森林や里山、竹林の整備に参加・協力します。
- 竹林整備や伐採竹林の有効利用などに参加・協力します。
- 里山の動植物調査などに取り組みます。
- 自主的な鳥獣被害防止対策に取り組みます。
- 外来種による被害を予防するために3原則を守ります。(入れない・捨てない・拡げない)
- 地元産、国内産木材の積極的な活用に努めます。
- 希少な動植物の保護・保全に協力します。
- 希少な動植物の生息、生育の保全に配慮した事業活動や土地利用に努めます。
- 在来の自然生態系を損なわないような事業活動や土地利用に努めます。
- 特定外来生物などの駆除・防除に取り組みます。
- 農業体験などに参加し、優良農地の活用を図ります。
- 農業従事者の確保、担い手の育成に努めます。

	市民	事業者
森林や里山、竹林の整備に参加・協力します。	●	●
竹林整備や伐採竹林の有効利用などに参加・協力します。	●	●
里山の動植物調査などに取り組みます。	●	
自主的な鳥獣被害防止対策に取り組みます。	●	●
外来種による被害を予防するために3原則を守ります。(入れない・捨てない・拡げない)	●	●
地元産、国内産木材の積極的な活用に努めます。		●
希少な動植物の保護・保全に協力します。		●
希少な動植物の生息、生育の保全に配慮した事業活動や土地利用に努めます。		●
在来の自然生態系を損なわないような事業活動や土地利用に努めます。		●
特定外来生物などの駆除・防除に取り組みます。	●	●
農業体験などに参加し、優良農地の活用を図ります。	●	
農業従事者の確保、担い手の育成に努めます。		●



1-2 自然とのふれあいの推進



(1) 自然環境保全活動の促進

- ・自然とのふれあいや農業体験を通じ、農業や里山への理解を深めることを目的として、地元住民やボランティアの参加により、棚田の復元やホタルの育成などの市民活動が行われています。
- ・上倉沢の棚田では、「NPO法人せんがまち棚田倶楽部」のオーナーと地域住民を中心とした田植え、稲刈り、棚田あぜ道アートを開催しているほか、掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の5市町で協力し「静岡の茶草場」世界農業遺産への登録を行うなど、伝統的な景観・文化の保全活動を行っています。
- ・市内の各地域では、お茶やブルーベリー摘み取りなどの農業体験、ほたるの鑑賞会、田んぼアートなど、自然や農業に親しむ活動が行われています。

◆ 行政の取り組み

① 市民による棚田の保全と育成【農林課、商工観光課】

- 市民による継続的な環境保全活動の支援を行います。
- 菊川市観光協会と連携して、棚田を市の観光資源としてPRします。

② 市民による里山保全【農林課、環境推進課】

- 地域やNPOなどの主体による里山保全活動のPRや支援を行います。
- 里山づくりに取り組むボランティアの育成に努めます。

③ 自然や農業を体験できるエコツーリズムの促進【商工観光課、農林課、社会教育課、学校教育課】

- 環境保全活動や情操教育の機会の創出として、ほたるの保護活動に対する支援を行います。
- 自然や農業、観光農園などを活かしたエコツーリズムの促進に努めます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
自然に親しむ人数	58,796人/年	36,123人/年	59,896人/年

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 農業体験などに参加し、優良農地の活用を図ります。
- 棚田保全のボランティア活動やイベントなどに参加します。
- 里山づくりのボランティアへの参加やボランティア団体などの活動に協力します。
- 里山について学習する場の提供に努めます。
- 自然や農業を体験するエコツーリズムを進めます。
- エコツーリズムによる体験型事業などの展開に努めます。

	市民	事業者
○ 農業体験などに参加し、優良農地の活用を図ります。	●	●
○ 棚田保全のボランティア活動やイベントなどに参加します。	●	●
○ 里山づくりのボランティアへの参加やボランティア団体などの活動に協力します。	●	●
○ 里山について学習する場の提供に努めます。		●
○ 自然や農業を体験するエコツーリズムを進めます。	●	●
○ エコツーリズムによる体験型事業などの展開に努めます。		●



2-1 菊川の水質保全



(1)生活・工業排水対策の取り組み

- ・市内30地点で、年4回の水質検査を実施しており、その年平均値によれば、「とてもきれいな水」が2地点、「きれいな水」が13地点、「まあきれいな水」が9地点、「やや汚れた水」が4地点、「汚れた水」が1地点、「とても汚れた水」は0地点でした。
- ・下水道整備区域における早期の接続、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替え、浄化槽の適切な維持管理などが課題となっています。

◆ 行政の取り組み

① 下水道・合併処理浄化槽などの整備の推進【下水道課】

- 下水道事業計画に基づく計画的な管渠整備を行います。
- くみ取り槽や単独処理浄化槽からの付け替えに対して補助を行い、合併処理浄化槽の普及を図ります。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
汚水処理人口普及率	68.28%	76.22%	90.24%

② 下水道への接続の啓発【下水道課】

- 下水道未接続世帯へ戸別訪問を行い、下水道への接続を推進します。
- 市広報紙や SNS などにより下水道事業の情報を発信します。

③ 浄化槽の保守点検や法定検査の周知【下水道課】

- 浄化槽の機能を保つために、保守点検、法定検査、清掃の周知を図ります。

④ 水質の監視の徹底【環境推進課】

- 公害防止協定締結事業所との打合せや、立ち入り調査を行います。

(2)水質浄化への取り組みと啓発

- ・家庭や事業所からの生活排水は、一人ひとりの普段の心がけにより環境への負荷を大きく減らすことができます。家庭や事業所から発生する水質汚濁を軽減するための方策をPRし、水質浄化への取り組みを支援する必要があります。
- ・市民による河川の水質調査の実施を推進し、水質汚濁に対する意識を高める必要があります。

◆ 行政の取り組み

① 家庭でできる生活排水対策の普及徹底【環境推進課】

- 講習会や勉強会などにより、家庭や事業所における生活排水の水質浄化に向けた普及啓発を促進します。

- 家庭で出来る生活排水対策に関する情報を広報紙やホームページなどに掲載し、普及啓発を図ります。

② 市民による河川の水質調査実施【環境推進課】

- 市民団体や小中学校などによる水生生物調査の実施を促進します。
- 河川保全を自主的に行う活動団体の支援を行います。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
水生生物調査の 参加団体数	6団体	2団体	16団体

(3)水辺環境の保全と整備

- ・河川菊川やその支流は市の骨格を形成するように流れ、市民のくらしに身近な水辺となっています。
- ・洪水などの災害時への適応を進めるため、河川やため池など親しみと愛着のある水辺空間の形成と維持・管理についても同様に、市民・事業者・行政の協働により推進していく必要があります。

◆ 行政の取り組み

① ため池の保全【農林課】

- 地元住民との協働により、農業用ため池の維持管理を継続して行います。

② 河川愛護事業の推進【建設課】

- 河川改修促進委員会による清掃や草刈りの河川愛護事業の継続的な活動支援を行います。
- 県によるリバーフレンドシップ制度の活用により、市民とともに取り組む水辺環境の保全と整備を推進します。
- 河川愛護事業などに積極的に取り組む人材や団体などの育成を図ります。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
リバーフレンドシップ 制度参加団体数	22団体	29団体	34団体

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 下水道整備地域では、速やかに下水道の接続をします。
- 下水道未整備地域では合併処理浄化槽の設置・付け替えに努めます。
- 生活排水の適正処理に心がけ、水質浄化に努めます。
- 水質の保全に取り組みます。
- 事業所における排水処理対策を徹底します。
- 河川愛護事業に参加・協力し、河川環境の維持管理に取り組みます。

市民	事業者
●	
●	
●	
●	
	●
●	●

コラム ネイチャーポジティブ(自然再興)とは？

今の地球は過去1,000万年間の平均と比べ、10倍～100倍もの速度で生物が絶滅しているマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

ネイチャーポジティブの重要性とこれから求められること

ネイチャーポジティブとは、自然生態系の損失を食い止め、回復させていくことを意味する言葉

✎ ネイチャーポジティブの重要性

生物多様性は、年間 **44兆ドル** の経済価値創出を支える基盤（自然資本）
 → 生物多様性が喪失してしまうと社会・経済に大きな悪影響が及ぶため、
 各国の政府がネイチャーポジティブを目標に掲げている

✎ ネイチャーポジティブのために必要なこと

企業の場合



事業活動が自然生態系に与えているネガティブな影響を把握し、それをポジティブなものに転換するために事業を再構築する

個人の場合



買い物などの日常の行動が、生物多様性や自然資本にどのように関わっているか考えてみる

出典:朝日新聞 SDGsACTION(<https://www.asahi.com/sdgs/article/14816154>)



(1) 環境負荷の小さい交通の利用促進

- ・次世代自動車をはじめとする環境性能の高い自動車の普及拡大や、エコドライブの普及が求められます。
- ・環境負荷の少ない公共交通機関、自転車の利用促進など、市民のライフスタイルの転換を推進し、排気ガス抑制のための渋滞緩和策等を推進する必要があります。

◆ 行政の取り組み

- ① 主要幹線道路における渋滞緩和対策の推進【建設課、都市計画課】
 - 渋滞緩和に向けた幹線道路網整備を推進します。
 - 掛川浜岡線小笠バイパスのうち市道赤土高橋線の工事を進めています。
- ② エコドライブの促進【環境推進課】
 - ふんわりアクセルやアイドリングストップなどの啓発活動を行います。
- ③ 公共交通機関や自転車などの利用促進【地域支援課、環境推進課】
 - 公共交通機関や自転車などを利用する啓発活動を行います。
 - 移動制約者などに対する継続的なコミュニティバスの運行を図ります。

(2) 健康被害防止の徹底と指導

- ・市内には大気測定局がないため、隣接する牧之原市や掛川市、島田市の測定結果によれば、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)等は概ね基準を達成しています。
- ・本市が実施している自動車騒音の常時監視結果では、環境基準を達成しています。
- ・臭気は、嗜好度・慣れによる個人差が大きいため、市全域で臭気指数規制を導入し、人の臭覚に沿った悪臭基準を設けて規制を行っています。
- ・雑草の繁茂など、空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている場合、特措法に基づき所有者に対して行政指導を行っています。改善されない場合は管理不全空家等に認定し、指導及び勧告を行い、なおも改善されない場合は特定空家等に対する措置を行います。

◆ 行政の取り組み

- ① 大気汚染対策の推進【環境推進課】
 - 関係機関と連携し、事業所に対する大気汚染防止の指導と啓発を行います。
 - 関係機関と連携し、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の監視を行い、注意報を発信します。
- ② 悪臭対策の推進【環境推進課】
 - 悪臭などの苦情が寄せられた事業所において、悪臭発生状況の測定や指導・監視を継続的に実施するとともに、必要に応じて臭気指数の測定を行います。
 - 違法な野焼き防止に向けた指導と啓発活動を推進します。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
悪臭や騒音などの 苦情件数	34件	14件	10件以下

③ 騒音・振動対策の推進【建設課、環境推進課】

- 自動車による騒音・振動抑制が必要とされる場合において、舗装補修や注意喚起の看板設置などによる騒音・振動対策を推進します。
- 工場などからの騒音・振動の監視と指導を行います。

④ 土壌や地下水汚染対策の推進【環境推進課、農林課、茶業振興課】

- 関係機関と連携し、事業所に対する土壌や地下水汚染防止の指導と啓発を図ります。
- 農業協同組合との連携により、農薬取締法や農作物病害虫防除基準による農薬の適正使用を継続的に行います。
- 茶施肥基準(年間窒素量54kg/10a)の遵守に向けて、情報発信や指導を継続的に行います。

⑤ 有害化学物質対策の推進【環境推進課】

- 関係機関との連携により、有害化学物質の適正管理の周知や啓発を促進します。

⑥ 空き家対策の推進【都市計画課・市長公室】

- 菊川市空家等対策計画に基づき、全庁的かつ横断的に空家等対策に取り組みます。
- 空き家の発生を予防するため、空き家バンクの活用や民間事業者との連携により空き家の流通を促し、利活用を進めます。
- 市主催の相談会を開催し、空き家に関する専門家への橋渡しを行います。
- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等に対する行政指導を継続し、改善されない空家等については管理不全空家等又は特定空家等に対する措置を講じます。

(3) 動物愛護の啓発

- ・迷い犬・猫情報や犬・猫を譲りたい・譲り受けたい等の情報を募集・公表し、殺処分の減少に努めています。
- ・市内に生息する所有者の判明しない猫の不妊または去勢の手術をした場合に、費用の一部を補助しています。

◆ 行政の取り組み

① 動物愛護意識の普及・啓発【環境推進課】

- 関係機関やボランティア団体等との連携による動物愛護の普及を推進します。

② ペットの適正な飼い方の啓発【環境推進課】

- 飼い方マナーの向上に向けて、広報誌への掲載や自治会への回覧、フンの看板の設置、動物愛護教室の実施などにより啓発に取り組みます。

- 飼い主に対する適正な繁殖制限の指導や、飼い主の身元がわかる措置(鑑札や注射済票等の装着)の指導を行います。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ アイドリングストップ運動に参加・協力し、エコドライブに心がけます。	●	●
○ 鉄道、コミュニティバスなどの公共交通の利用を推進します。	●	●
○ 低公害車・低燃費車等の次世代自動車の購入・使用に努めます。	●	●
○ 不適切な野焼きをやめ、適切な廃棄物の処理を行います。	●	
○ 大気汚染、水質汚濁や騒音などの監視・調査と法令の遵守により公害の発生を防ぎます。		●
○ 騒音・振動を出さないように心がけます。	●	●
○ ペットの飼育に関するマナーを守ります。	●	
○ 焼却炉などの適正管理を行い、ダイオキシン類の発生を抑制します。		●
○ 適正な施肥管理と土づくりにより、土壌や地下水汚染の防止を図ります。		●
○ PRTR制度を遵守し、有害化学物質の排出を抑制します。		●

(1)自然豊かな公園・緑地の確保

- ・公園や緑地は、緑のある空間とともにレクリエーションの場や防災、人と自然が触れあえる場など、多様な機能を有する重要な空間です。市内には都市公園のほか、横地城跡、丹野池公園などの県立自然公園、農村公園などが整備されています。
- ・神社仏閣などの自然に囲まれた施設は緑豊かな空間が形成され、市民にとって安らぎを与え自然と触れ合える貴重な空間となっています。
- ・市民が安全で憩いの場として利用しやすい公園を維持するため、自治会や市民団体やNPOと行政の協働による適切な維持管理を図り、緑化の推進と緑地の保全に努める必要があります。

◆ 行政の取り組み

① 自然公園の適正保全と活用【商工観光課、農林課】

- 横地城跡、丹野池周辺などの自然公園の保全と活用を、市民との協働により推進します。
- 県自然公園指導員による巡視の実施や、地元住民による桜の維持・管理などの市民による取り組みを継続的に支援します。
- 自然公園を利用した地元団体による環境保全活動、イベントなどの支援を行います。

② 緑の潤い空間の創造と育成【都市計画課、建設課、農林課、商工観光課、社会教育課】

- 緑の潤いある空間としての公園・緑地の維持保全を推進します。
- 公園、ポケットパークなどの維持・管理、緑化、景観保全の市民などによる積極的な環境保全活動を支援します。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
公園の満足度	53.6%	55.7%	66.7%

(2)緑のつながるまちの創出

- ・緑豊かな菊川市の実現のためには、菊川市花の会や菊川市緑化推進協議会、各自治会などによる花壇づくりや緑化の活動を中心に、市民・事業者・行政の協働による自然環境と調和した地域の緑づくりの継続が求められます。

◆ 行政の取り組み

① 都市環境の基本方針の推進【都市計画課】

- 都市計画マスタープランの都市環境の基本方針に基づき各種取り組みを推進します。

② 緑化活動の推進と支援【農林課、地域支援課】

- 花の会や緑化推進協議会、自治会などにおける花壇づくりの取り組みを支援します。

- 静岡県グリーンバンク事業を活用し、緑化の推進を図ります。
- 緑化活動を担う人材確保および育成のために、花苗配布、花育講座などによる啓発を図ります。
- 桜の名所を保護保全するため、管理団体に維持管理を委託します。
- 緑化活動などを含む地域活動を担う人材育成に取り組みます。

③ 花壇の整備、道路や住宅地などの緑化の促進【建設課、都市計画課】

- 地域やボランティア団体との協働による花壇の整備、道路の緑化を推進します。
- アダプトロード制度、ネーミングライツ(道の名前)などを活用し、市民に愛着のある道路緑化を推進します。
- しずおかアダプトロード・プログラムなどの情報提供を行います。
- 開発許可時における環境保全の指導を継続的に行います。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
アダプトロード制度 実施箇所	2箇所	3箇所	4箇所

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

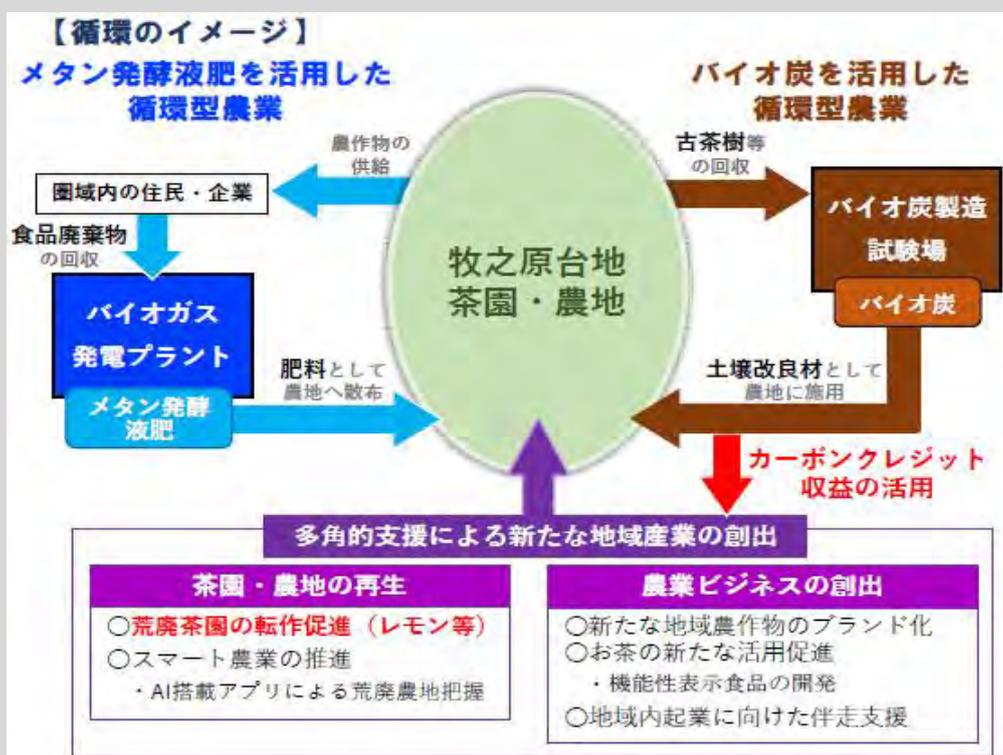
- 自然公園に親しみ、適切な保全と管理を心がけます。
- 公園、緑地の清掃・美化活動など地域住民による維持管理に参加・協力します。
- 自治会や環境活動団体の活動に参加・協力します。
- アダプト制度の担い手として、道路の花壇や緑化活動に取り組みます。
- 各家庭で花づくりやグリーンカーテンなどの緑化を進めます。
- 公園、緑地、広場、花づくりなどに協力します。
- 事務所、店舗、工場などの緑化を進めます。

市民	事業者
●	
●	
●	
●	
●	
	●
	●

重点取組施策「地域循環共生圏の構築」

現状:国の第五次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)では、地域の力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考えが新たに提唱されました。そのためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要です。「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化し、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。

課題:市独自の自然の恵みや資源をエネルギー分野の地産地消として有効活用する必要があります。



施策:

- ・2024年(令和6年)3月に静岡県「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」事業の認定を受け、牧之原市と連携して「牧之原・菊川お茶の郷地域循環共生圏」事業を推進します。
- ・地域の課題である荒廃茶園・荒廃農地の拡大を防ぐため、荒廃茶園の茶樹をバイオ炭として活用し循環型農業の推進を図ります。
- ・バイオ炭の炭素貯留効果による温室効果ガスの吸収源対策に取り組むとともに、土壌改良効果やカーボンクレジット収益をもとに、農業の生産性及び収益性の向上を図ります。
- ・地域の食品系廃棄物を原料としたバイオガス発電の過程で廃棄されるメタン発酵消化液を肥料として利用することで、未利用資源の地産地消、廃棄物の再資源化、化成肥料の削減などを通じて、環境にやさしい農業や循環型社会形成の推進に取り組めます。



【循環型社会】資源を有効に利用する循環型のまち



3-1 4R推進のまちづくりとサーキュラーエコノミー※の推進

※ P.21コラム参照

(1)ごみの減量化の推進

- ・ごみ総排出量や1人1日当たりごみ量は近年、微減の傾向にあります。
- ・従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すサーキュラーエコノミーが求められています。
- ・ごみの減量化・再生利用に向けて、自治会などと連携したごみの分別収集や衣類等の拠点回収、5374(ごみなし)アプリのPRなどに取り組んでいます。
- ・掛川市・菊川市衛生施設組合では、メルカリShopを開設し、不用品の販売を開始しました。
- ・生態系や人の健康への影響が懸念されている海洋プラスチックについて、海洋への流出を防止する必要があります。

◆ 行政の取り組み

① サーキュラーエコノミーの総合的な推進【環境推進課】

- 菊川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化や資源化を推進します。
- 自治会や学校、団体向けのごみ減量に関する説明会を積極的に開催し、4Rの促進と啓発活動に取り組みます。
- 2025年度(令和7年度)に食品ロス削減推進計画(仮称)を策定し、食品ロスの課題を整理し、対応について検討します。

② リフューズ・リデュースの推進【環境推進課】

- ごみ減量説明会で使い捨て商品の抑制、再生資源の利用などについての啓発を行います。
- 生ごみ処理機購入に対する補助金の交付により、ごみの減量化や堆肥化の促進を図ります。
- マイバッグなどの利用促進として、レジ袋有料化やレジ袋不要の声掛け運動を実施します。
- マイバッグ、マイ箸等の利用促進として啓発事業を推進します。

③ リユースの推進【商工観光課、環境推進課】

- フリーマーケットやバザーなどの利用を促進するための開催支援を行います。
- 朝市・フリーマーケットの活性化に向けて、開催場所の増設やウォーキングなどのイベントとの連携を検討します。
- 2013年度(平成25年度)から開始した古布類等の回収に加え、2024年度(令和6年度)から新たに家庭にある不用品を回収するリユースボックスを設置し、リユースの意識向上を図ります。

④ リサイクルの推進【環境推進課】

- 自治会やPTA、子供会、事業者などの資源集団回収や資源物分別収集を推進します。
- 令和6年度にリサイクルマップを作成・公表し、有効的な資源ごみの回収を促進します。
- 家庭や事業所などの剪定枝のリサイクルを促進するため、情報提供や啓発に取り組めます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
1人一日当たり環境資源ギャラリー搬入家庭系ごみ(g)	427	406	365

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- マイバッグ利用によるレジ袋不要の声掛け運動を進めます。
- レジ袋を有料化し、レジ袋の削減を進めます。
- 使い捨て商品の削減と詰め替え商品の利用に心がけます。
- フリーマーケットやバザーに参加・協力します。
- 古紙などの集団回収や資源物の分別収集に積極的に取り組みます。
- 簡易包装やばら売りに努めます。
- リユースやリサイクルを前提とした商品の開発・製造・販売に努めます。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を自粛します。
- 海洋プラスチックごみ防止運動「6R県民運動」を推進・実施します。

市民	事業者
●	
	●
●	
●	●
●	●
	●
	●
●	●
●	●

重点取組施策「製品プラスチックの回収」

現状：2022年(令和4年)4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、従来燃えるごみとして扱っていた製品プラスチックを再資源化する制度が構築されました。そのため、本市においても製品プラスチックを再資源化する仕組みを新たに構築することで、ごみ処理費用を削減するとともに資源の有効活用に取り組みます。

課題：プラスチック使用製品廃棄物の回収方法を検討する必要があります。

施策：

- ・2025年度(令和7年度)に説明会や講習会を開催し、地域に周知をします。
- ・2026年度(令和8年度)から、現在収集している容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの分別収集を開始する予定です。



3-2 ごみの適正な処理



(1)ごみの適正処理の推進

- ・ごみに対するマナーの向上、適正な処理を理解するなどの市民全体への意識の高揚を図るために、市民、事業所とともに不法投棄の監視や一斉清掃などに取り組み、ごみの適正処理を推進しています。
- ・市内を巡回することが多い事業所に不法投棄の監視や情報提供をしてもらうことを目的とした協定を締結しています。
- ・不法投棄禁止看板を配布しています。

◆ 行政の取り組み

① 不法投棄のパトロール・監視、啓発活動の推進【環境推進課、建設課】

- 自治会における不法投棄の看板設置などの支援を行います。
- 不法投棄防止に向けた啓発活動を推進します。
- 道路パトロールにおいて、不法投棄の監視に取り組みます。
- 監視カメラの設置や事業所との連携による不法投棄の監視に取り組みます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
不法投棄件数	75件	35件	30件以下

② 市内一斉清掃の推進【環境推進課】

- 環境衛生自治推進協議会との協働による市内一斉清掃を推進します。

③ 最終処分場の適正管理【環境推進課】

- 棚草最終処分場の適正な管理を行い、次期最終処分場の設置について検討を進めます。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 生ごみなどは堆肥化や飼料化に努めます。
- ごみ減量説明会に参加します。
- グリーン購入に努めます。
- 不法投棄の監視を地域で取り組みます。
- 市内一斉清掃に積極的に参加します。

	市民	事業者
○ 生ごみなどは堆肥化や飼料化に努めます。	●	●
○ ごみ減量説明会に参加します。	●	
○ グリーン購入に努めます。	●	●
○ 不法投棄の監視を地域で取り組みます。	●	
○ 市内一斉清掃に積極的に参加します。	●	●

重点取組施策「一人一日当たりごみ排出量少なさ県内No. 1」

現状:不要となった衣類の回収や出前行政講座などを開催し、分別の必要性や3R(リデュース、リユース、リサイクル)の啓発に取り組んできた結果、ごみの排出量は近年減少傾向になっています。当市は静岡県内での一人一日当たりの排出量の少なさは2位(令和4年度)であり、全国的にみても上位クラスとなっています。

ごみの総排出量 (単位:トン)

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
菊川市	11,662	11,381	11,311	11,041	10,716

(出典:環境推進課)

一人一日当たりのごみの排出 (単位:グラム)

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
菊川市	656	645	645	632	615-
静岡県	885	858	843	840	-
全国	919	901	890	880	-

(出典:環境推進課)

課題:これ以上ごみを出さないように、市民一人ひとりがリサイクルなどの意識を向上する必要があります。市民や事業者から排出されるごみが削減されることにより、ごみ処理費用の軽減や焼却炉の延命化、また、これらに伴う地球温暖化の抑制が図られます。可燃ごみとして処理されるものがリサイクルに回ることにより、バージン材の使用軽減などにも貢献し、循環型社会の構築の一助となります。

施策:① 出前行政講座の開催及び推進

- ② 4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進するための周知・啓発
- ③ 事業系ごみ削減のための事業者への説明会の開催



4-1 カーボンニュートラル※の推進

※ P.72コラム参照

(1)地球温暖化対策の取り組みの推進

- ・省エネ性能の高い家電製品(最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のもの)への買い替えに補助金を給付し家庭部門の省エネルギー化を推進しています。
- ・本市の公共施設や市域全体を対象とした地球温暖化防止のための計画を推進するとともに、環境マネジメントシステムによる組織的な省エネルギー化の推進、地球温暖化対策に資する行動を促す国民運動デコ活及び県の地球温暖化対策アプリ「クルポ」の普及啓発を行っています。
- ・2050年(令和32年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を2023年(令和5年)に行い、その実現に向けて市民、事業者、行政が一丸となって取り組む必要があります。
- ・気候変動によって生じる様々な影響に対処し、被害を回避・軽減するため、適応策に関する計画を策定しました。

◆ 行政の取り組み

① 地球温暖化対策につながるライフスタイル転換の啓発【環境推進課】

- 広報紙やホームページにより、地球温暖化対策につながるライフスタイルの提案の周知と啓発活動を推進します。
- 出前行政講座やアースキッズ事業により、家庭でできる地球温暖化防止につながる取り組みへの気づきを養い、環境問題への関心を高めます。

② 地球温暖化防止に関わる施策の推進【環境推進課】

- 第3次菊川市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)【後期実行計画】に基づく、公共施設から排出される温室効果ガス削減に向けた取組の推進を図ります。
- 菊川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び菊川市気候変動適応計画に基づき、市域の温室効果ガスを減らす緩和策と気候変動に備える適応策の推進を図ります。
- 民間企業と市域のZEB化推進等に向けた連携協定を締結し、ZEBの勉強会や内覧会等を通じて環境に配慮した建築物の普及を図ります。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
市公共施設における CO ₂ 排出量 (調整前(基礎)排出係数)	6,818t-CO ₂	6,449t-CO ₂	4,450t-CO ₂
市公共施設における CO ₂ 排出量 (調整後排出係数)	6,730t-CO ₂	6,577t-CO ₂	3,703t-CO ₂

③ 環境マネジメントシステムの実践推進【環境推進課】

- 市において、エコアクション21の取組を継続します。
- 事業所に対して、エコアクション21取得支援セミナーを毎年開催し、エコアクション21認証取

得事業所の普及促進に取り組みます。

④ 気候変動によって生じる影響に係る情報収集と適応策の検討

- 気候変動による影響について情報収集を進めると共に、広く啓発を図ります。
- 気候変動による地域への影響と、それに対する適応策等の検討を行います。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 地球温暖化対策の国民運動デコ活への賛同と取り組みを実践します。
- 地球温暖化対策アプリ「クルポ」を活用し、脱炭素に繋がる行動の習慣化に努めます。
- 出前行政講座やアースキッズ事業などを通じて、地球温暖化を防止するライフスタイルの転換に取り組みます。
- 省エネ性能の高い家電製品の購入・使用に努めます。
- 照明をこまめに消す、使っていない家電のコンセントを抜くなど、家電製品の待機電力の削減に努めます。
- 季節に応じて着る物を調節したり、クールビズ・ウォームビズに取り組みます。
- グリーンカーテンの活用や、冷暖房の温度を適切な設定で運用するなど、冷暖房の省エネルギー対策に取り組みます。
- 照明のLED化やエネルギー効率の高い設備などの導入に努めます。
- 事業所における環境マネジメントシステムの導入に努めます。

市民	事業者
●	●
●	
●	
●	●
●	●
●	●
●	●
	●
	●

重点取組施策「再生可能エネルギー100%電力の調達」

現状:環境省は再生可能エネルギーの活用により、深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、一需要家として、2030年(令和12年)までに自ら使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指しています。

課題:予算等の制約のある地方自治体にとって、電力調達コストをあげることなく、再エネ比率を上げていくことが課題です。

施策:再生可能エネルギー100%電力の調達手法は3つあり、本市では以下のように取り組んでいきます。

① 専用線で接続された再エネ電源からの直接調達

いわゆる再エネの自家消費と呼ばれ、屋上等に設置した太陽光発電を自家消費する場合等です。今後の公共施設の新築、改修の際には太陽光発電の設置及び自家消費を推進します。

② 電力システムを介した再エネ電力メニューの購入

電力小売事業者が提供する「再エネ電力」を購入する方法です。再生可能エネルギー100%をはじめ、再エネ比率の高い電力の購入を積極的に検討します。調達コストを抑えるために、購入の方法としてリバースオークションによる入札方式を検討します。

③ 再エネ電力証書の購入

グリーン電力証書や非化石証明書を小売電気事業者や仲介業者から購入し、使用する電力の再生可能エネルギー比率を高めることができます。本市では市内の小水力発電所から発電された電気の非化石証明書を購入し、再生可能エネルギー100%電気の地産地消に取り組んでいます。



4-2 地球環境を守るくらしの創出

(1)再生可能エネルギーの利用促進

- ・カーボンニュートラル実現のため、化石エネルギーに頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっています。
- ・本市は、日照時間が長いという地域特性から、太陽光発電や太陽熱利用による再生可能エネルギーの導入余地が高いという利点があり、普及に取り組んでいます。
- ・「菊川市生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定し、事業者の皆様にとって適切な再生可能エネルギーの導入を促しています。
- ・再生可能エネルギーの地産地消は、大規模送電設備や送電ロスの削減だけでなく、災害時にも利用できるというメリットがあり、導入を促進する必要があります。
- ・市内の民間バイオガス発電所にて、資源循環、エネルギーの地産地消に取り組んでおり、市ではゼロカーボンシティ実現に向け、包括連携協定を締結しています。

◆ 行政の取り組み

① 太陽光・太陽熱エネルギーの導入促進【環境推進課】

- 太陽光発電システムや蓄電池などの設置補助制度により、家庭における太陽光・太陽熱エネルギーの導入促進を図ります。
- 市公共施設および学校施設などにおける太陽光発電設備の導入促進を図ります。
- 再生可能エネルギー100%電力等、低排出係数電力の導入を図ります。
- J-クレジット制度の活用を検討します。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
太陽光発電システムの 設置件数(累計)	2,789件	3,516件	3,889件

② バイオマスエネルギー導入の検討【環境推進課、教育総務課(給食センター)】

- 家庭から排出される廃食用油の回収方法、安定的な回収方法、投資効果などの検討を踏まえ、廃食用油を利用したエネルギー導入の検討を進めます。
- 学校給食センターから排出される調理残渣・給食残食の安定的な回収方法、投資効果などの検討を踏まえ、継続したエネルギーへの活用の促進を図ります。

(2)地産地消の促進

- ・地産地消は、環境負荷の軽減、消費の安全安心の確保、子供たちへの食育教育、地域の農業活性化などにつながっています。

・学校給食などでの地場産品の利用、朝市などにおける地場産品の販売等、地域の農業活性化にもつながらず地産地消を促進しています。

◆ 行政の取り組み

① 地場産品の消費促進【農林課、商工観光課、教育総務課(給食センター)】

- 地場産品の消費促進、農産物生産者に対する出店販売の支援を行います。
- 市施設においての地場産品を食材とした食事の提供の支援を行います。
- 関係機関との連携により地産地消推進会議を開催し、地場産品の消費促進や啓発事業の推進を図ります。
- 学校給食の献立計画における市内産の地場産品の導入促進を図ります。
- 学校給食における地場産品の消費促進と食育の推進に向けて、ふるさと給食週間の実施やふるさとふれあい推進事業、「食育の日」の啓発事業などに継続的に取り組みます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
学校給食での地場産品 (県内産)利用率	46%	41.29%	46%以上

② 地場産品の販売促進、販売箇所の拡大【農林課、茶業振興課、商工観光課】

- 継続的な地場産品の販売促進、販売箇所の拡大の検討を進めます。
- 「深蒸し菊川茶」のブランドを一層推進するため、GI登録を機に生産面・流通面・販売面が連携し、消費者ニーズに合わせたPRや販売戦略を図ります。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 再生可能エネルギーの活用に取り組みます。
- 朝市などに参加し、地産地消の購入に努めます。
- 地域循環型などのバイオマス利活用に向けた研究を進めます。
- バイオマスをエネルギーとして、地域で活用する仕組みづくりを促進します。
- 地場産品を積極的に販売します。

市民	事業者
●	●
●	
	●
	●
	●



5-1 環境まちづくり活動の促進

(1)環境保全活動の促進

- ・市内では、地域や家庭におけるグリーンカーテンの設置や市内全域の一斉清掃、ごみの分別収集などの幅広い環境保全活動が行われています。
- ・家庭や地域、学校などあらゆる場において、市民・事業者・行政が協働する環境保全活動の推進を図っています。

◆ 行政の取り組み

① 市民参加による環境活動の促進【地域支援課、環境推進課】

- 環境活動団体を把握し、各団体の連携が図れるよう環境活動の活発化および環境活動団体の育成に向けた支援を行います。
- 地区コミュニティ協議会における環境活動の推進に向けた助言や支援を行います。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
環境保全活動を 実施した回数	153回	137回	183回

(2)環境NPOなどの活動支援

- ・環境保全活動を活性化するためには、コミュニティ協議会、NPO、市民活動団体、事業者、行政のそれぞれの主体のニーズをつなげ、連携・協力し合えることが重要です。
- ・環境に関するNPOや市民活動団体などへのサポート体制構築と情報提供及び情報発信を推進し、これらの団体や市民等を対象とした各種講座を開催するなど、協働への取り組みを進めていきます。

◆ 行政の取り組み

① 環境活動団体への各種支援策の充実【地域支援課、環境推進課】

- 環境活動団体の受け皿となる仕組みの調査・研究を進めます。
- 環境NPO、市民活動団体などの団体へのサポート体制構築と情報提供を推進します。
- 関係機関との協働による会議を開催し、NPOなどの活動支援のための検討を進めます。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
環境NPO、環境ボラン ティアなどの組織数	12組織	15組織	16組織

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

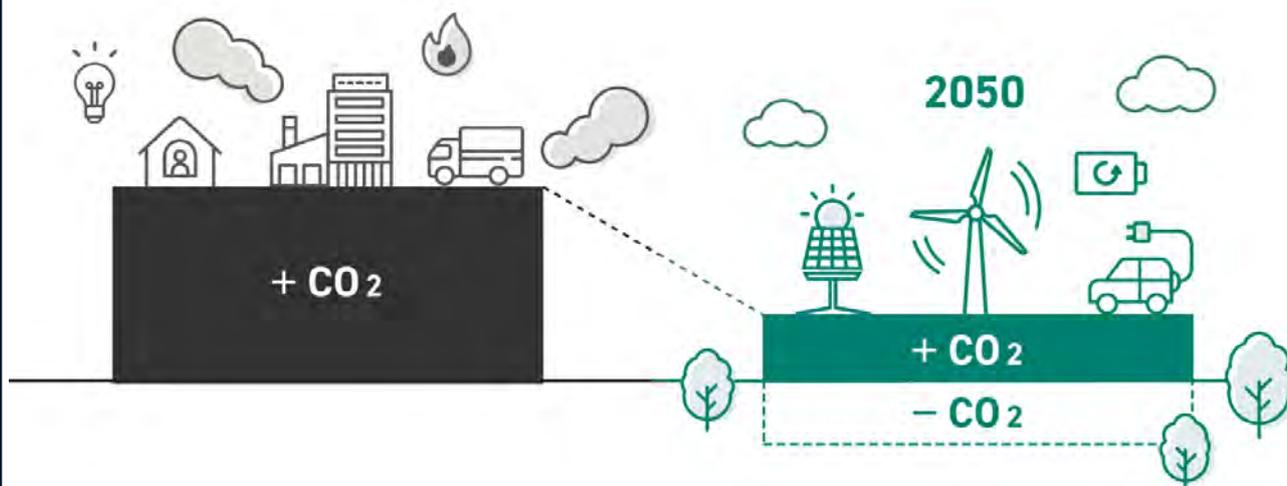
- 環境活動に取り組みます。
- 環境NPO、環境活動団体などの立ち上げや活動の支援に努めます。
- コミュニティ協議会等が実施する環境活動に参加するとともに、環境活動の場の提供などの協力をします。
- 環境教育のための情報提供、講師としての社員の派遣などにより、学校における環境学習に協力します。
- 市内全域の一斉清掃などに参加します。

市民	事業者
●	
●	●
●	●
	●
●	

コラム カーボンニュートラルとは？

近年、世界では異常気象による様々な災害が発生しており、日本においても、自然生態系、経済活動等への影響が出ています。気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組む必要があります。

2020年(令和2年)10月、菅総理は、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と所信表明演説を行いました。「全体としてゼロに」とは、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味します。つまり、排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかったぶんについては同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロ、正味ゼロ(ネットゼロ)を目指しましょう、ということです。



出典:環境省脱炭素ポータルサイト(https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/)



5-2 環境意識の高揚



(1)環境教育・環境学習の推進

- ・子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化の防止につながる取り組みを実践するアースキッズ事業を、静岡県、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し実施しています。
- ・環境意識を高揚のため、学校や家庭、地域、NPO、事業所、行政などあらゆる主体による環境教育・環境学習を推進しています。
- ・事業系ごみマニュアルを作成し、事業者の責務等について意識の高揚を図っています。

◆ 行政の取り組み

① 学校における環境教育・環境学習の推進【学校教育課】

- 各学校での環境学習の実態を把握し、総合的な学習の時間などにおいて環境学習の推進を図ります。
- より良い環境教育・環境学習の推進のために社会科副読本の改訂を行います。
- アースキッズ事業への参加に取り組みます。
- 県の環境学習出前講座や環境コーディネーターの紹介および人材派遣事業などによる支援を行います。
- 集団回収(古紙、アルミ缶など)に取り組みます。
- 環境に関わる教員研修会の実施や各種会合などにおける環境学習情報を活用する働きかけを行います。

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
総合的な学習の時間などにおける環境学習の実施	12校	12校	12校

② 地域・家庭・学校が連携した環境学習の推進【環境推進課、水道課、地域支援課】

- 地域、家庭、学校などが望む環境学習に応える出前講座や説明会などを推進します。市民、事業者、行政の協働による学習発表会の実施の検討を進めます。
- 環境衛生委員研修会における説明などにより、環境衛生委員の育成を図り、ステーションの立会いや説明会などを継続的に実施し、ごみ出しマナーの向上に取り組みます。
- 外国人のためのごみの出し方の啓発に取り組みます。
- 外国語による環境情報の提供、意見交換会での環境学習の実施に取り組みます。
- 茶摘みや手揉み、田植え・稲刈り、麦踏みなど、地域から子どもに伝える環境学習を推進します。

(2)環境情報の発信

- ・環境意識高揚のために、環境情報の提供方法として、ホームページや広報紙、SNSのほか、記者会見や新聞・テレビなどを積極的に活用しています。

◆ 行政の取り組み

- ① ホームページや広報紙、SNSでの環境情報の発信【環境推進課、市長公室】
 - ホームページや広報紙、SNSなどを活用し、環境情報の発信に努めます。
 - 市長定例記者会見や新聞、テレビ番組などを積極的に活用した環境情報の提供を行います。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 環境資源ギャラリーの見学会など、地域の環境学習会に参加します。
- 市民・事業者・行政そして児童や生徒などが環境への取り組み成果を発表し、評価を受ける実践発表会に参加します。
- 子どもが楽しく参加できる地域での体験学習に取り組みます。
- 発表会などを通じて、環境活動に携わる個人、団体の環境活動ネットワークづくりを進めます。
- 環境教育・環境学習に関する人材バンクへの登録を目指し、環境コーディネーターとして研修に励みます。
- 環境教育のための情報提供、講師としての社員の派遣などにより、学校における環境学習に協力します。
- 工場見学などの市民が学べる機会の創出に努めます。
- 地域のイベントや学習会に事業所として参加・協力します。
- 環境報告書の作成・公表などを行い、環境の取り組み情報の発信に努めます。

市民	事業者
●	
●	●
●	
●	
●	
	●
	●
	●
	●

重点取組施策「エコアクション21認証取得事業者数UP」

現状：静岡県はエコアクション21認証事業者数が全国1位で、本市は県内35市町中16位となっています。また、市内における認証取得事業所数(本社市内登録)は16社(令和6年3月時点)となっています。

エコアクション21認証・登録事業者数(令和6年3月末現在)

区分	1位 静岡県	2位 東京都	3位 兵庫県	全国
事業者数	977	690	492	7,521

(出典：一般財団法人持続性推進機構(エコアクション21中央事務局))

課題：事業者がエコアクション21を認証登録することにより、環境への取組を総合的に進めることができます。取組内容を継続的に改善する中、経費の削減や生産性の向上など、経営面での効果が期待できるため、事業者の認証登録を促す施策が必要になります。

- 施策：① エコアクション21認証取得による企業メリットの周知
 ② エコアクション21認証取得支援セミナーの継続的な開催

取組状況

- ・近隣の掛川市、袋井市との3市で事業者向けエコアクション21認証取得支援セミナーを毎年実施しています。
- ・2023年度(令和5年度)の事前説明会には、民間企業5社(菊川市2社)が参加しました。
- ・本市の認証取得事業者数は令和元年から3社増加しました。

6 第2次環境基本計画（後期基本計画）の数値目標一覧

環境目標【自然環境】自然を守り育てるまち

1-1 自然環境の保全とネイチャーポジティブ※の推進

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
森の力再生事業の 整備面積	137.22ha	179.43ha	260.00ha
農地面積に占める荒廃 農地の割合	3.02%	4.91%	7.45%以下

※ P.56コラム参照

1-2 自然とのふれあいの推進

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
自然に親しむ人数	58,796人/年	36,123人/年	59,896人/年

環境目標【生活環境】安全安心で快適なまち

2-1 菊川の水質保全

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
汚水処理人口普及率	68.28%	76.22%	90.24%
水生生物調査の 参加団体数	6団体	2団体	16団体
リバーフレンドシップ制 度参加団体数	22団体	29団体	34団体

2-2 快適な生活環境の確保

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
悪臭や騒音などの 苦情件数	34件	14件	10件以下

2-3 みどり豊かな空間の創造

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
公園の満足度	53.6%	55.7%	66.7%
アダプトロード制度 実施箇所	2箇所	3箇所	4箇所

環境目標 【循環型社会】資源を有効に利用する循環型のまち

3-1 4R推進のまちづくりとサーキュラーエコノミーの推進

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
1人一日当たり環境資源ギャラリー搬入家庭系ごみ(g)	427	406	365

3-2 ごみの適正な処理

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
不法投棄件数	75件	35件	30件以下

環境目標 【地球環境】地球環境の保全に取り組むまち

4-1 カーボンニュートラルの推進

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
市公共施設におけるCO ₂ 排出量 (調整前(基礎)排出係数)	6,818t-CO ₂	6,070t-CO ₂	4,450t-CO ₂
市公共施設におけるCO ₂ 排出量 (調整後排出係数)	6,730t-CO ₂	6,193t-CO ₂	3,703t-CO ₂

4-2 地球環境を守るくらしの創出

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
太陽光発電システムの設置件数(累計)	2,789件	3,516件	3,889件
学校給食での地場産品(県内産)利用率	46%	41%	46%以上

環境目標 【環境教育・環境活動】協働で実践するまち

5-1 環境まちづくり活動の促進

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
環境保全活動を実施した回数	153回	137回	183回
環境NPO、環境ボランティアなどの組織数	12組織	15組織	16組織

5-2 環境意識の高揚

環境指標	基準 平成30年 (2018年)	現状 令和5年 (2023年)	目標 令和11年 (2029年)
総合的な学習の時間などにおける環境学習の実施	12校	12校	12校

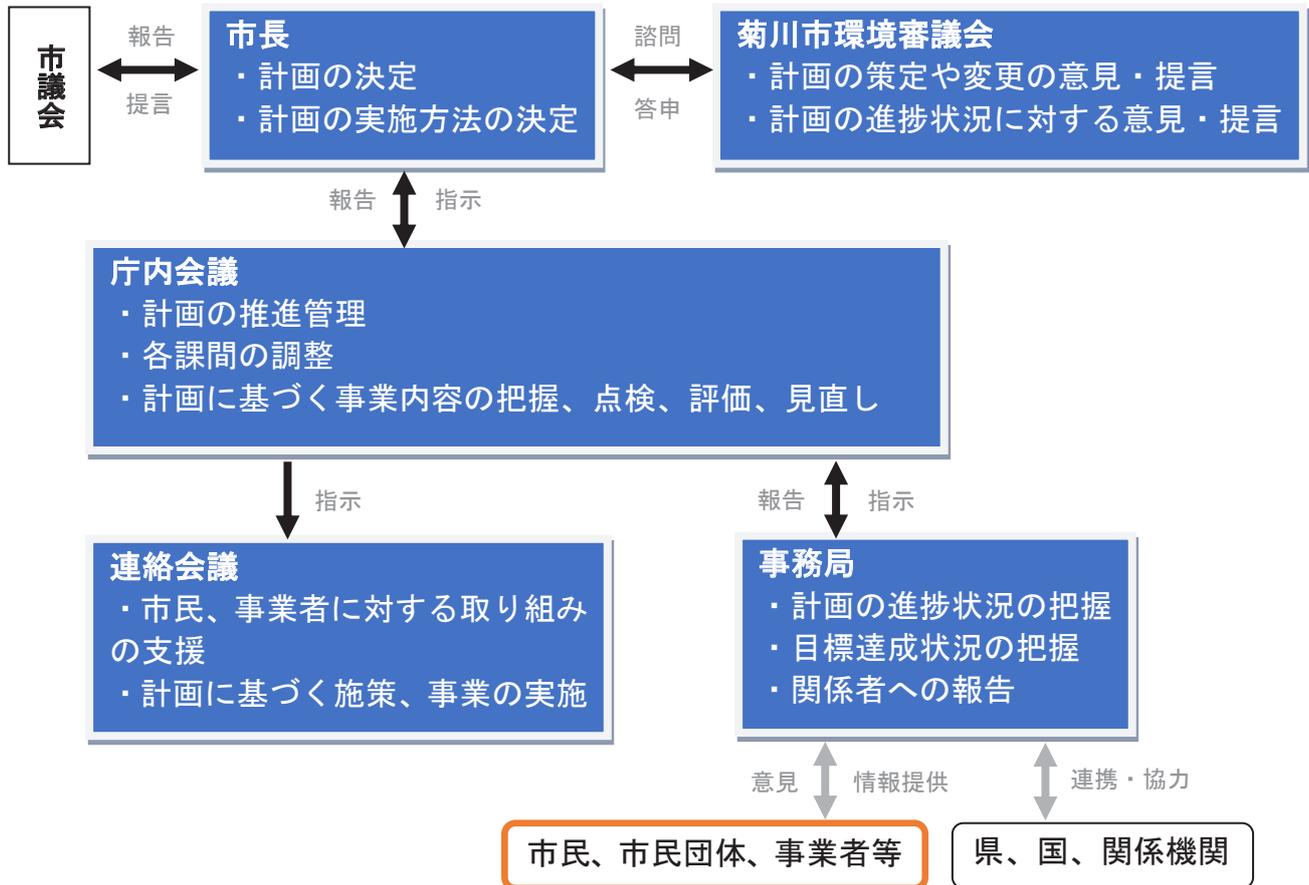
第5章

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 計画の推進体制(市)

市による本計画の推進に当たっては、以下の通り、菊川市環境審議会、庁内会議、連絡会議及び事務局が連携し進めます。



【菊川市環境審議会】

菊川市環境審議会は、菊川市環境基本条例第22条に規定する機関で、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員により構成されます。この環境審議会は、「本市の環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議するため」に設置するものです。必要に応じて市長に意見を述べて、市環境行政へ答申を行います。

【庁内会議】

庁内の関係各課の施策を横断的に繋ぐ組織としての役割を担い、各課の連携に関する調整を行うほか、各課で実施する事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検、評価及び見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を行います。

【連絡会議】

連絡会議は関係各課の実務者レベルでの協議を行います。施策・事業の実施に当たっては環境へ配慮し、着実に取り組みます。

【事務局(環境推進課)】

環境基本計画の進捗状況や目標の達成状況の把握の他、環境審議会や庁内会議に対する必要事項の報告、関係者からの意見収集など、環境基本計画の推進管理に係わる事務局を務めます。

(2) 計画の推進体制(市民、事業者)

市民及び事業者は以下の通り進めます。

【市民】

市民に期待される取り組みを積極的に推進し、行政が行う施策や事業に協力します。

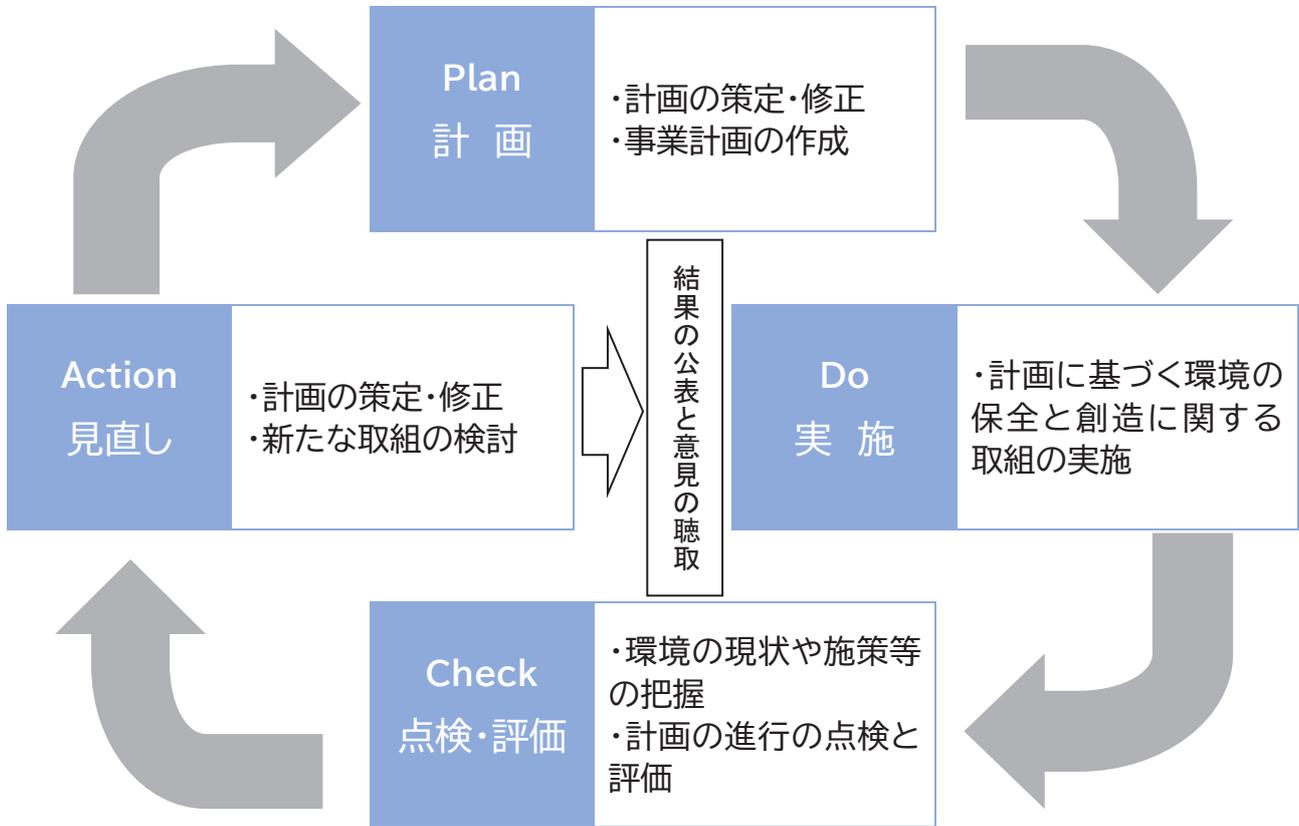
【事業者】

事業者に期待される取り組みを積極的に推進し、行政が行う施策や事業に協力します。また、社会的な責任のもと、積極的に環境保全活動を行います。



2 進行管理

本計画の進行管理は、以下「PDCAサイクル」により実施します。



「PDCAサイクル」による進行管理

Plan 計画	<p>計画に基づく施策や事業に関しては、市民・事業者との協働を図りながら、関係各課が「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」を目指すため、計画及び実施するよう努めます。</p>
Do 実施	
Check 点検・評価	<p>環境基本計画の施策の進捗状況や関係者などの意見を、各課を通じて事務局にて実績などを集約した上で庁内会議に報告し、点検・評価を実施します。また、市長は環境審議会に進捗状況を報告し、外部からの専門的な提言を受け、計画に反映します。</p>
Action 見直し	<p>点検・評価の結果を踏まえて、庁内会議で施策事業の見直しを行い、環境審議会で審議します。また、点検・評価や見直しの結果を公表し、市民・事業者から広く意見を聴取します。</p>



資料編

資料1 策定経過

年度	時期	事項	内容
令和5年度	10/4 発送 10/19 回収	アンケート調査	市民アンケート【対象：1,000名(回収率41.0%)】 事業所アンケート【対象：150事業所(回収率47.3%)】
	2/29	第1回庁内策定委員会	環境基本計画案(計画の基本事項、市の環境の現状、計画の目標)の報告
令和6年度	5/28	諮問	
	5/28	第1回環境審議会	第2次環境基本計画(後期基本計画)案の審議
	7/12	第1回庁内策定委員会	環境基本計画案の修正
	10/3	第2回環境審議会	第2次環境基本計画(後期基本計画)案の審議
	10/18	第2回庁内策定委員会	環境基本計画案の修正
	12/6~ 1/6	パブリックコメント	市民意見の募集
	1/17	第3回庁内策定委員会	環境基本計画案の修正
	2/6	第3回環境審議会	第2次環境基本計画(後期基本計画)案の最終審議
	3/17	答申	
	3/18	策定・公表	

資料2 環境審議会委員

No.	氏名	所属	備考
1	平井 一之	(一社)静岡県環境資源協会 会長	会長
2	堀 守夫	株式会社里山再生クラブ 代表取締役社長	副会長
3	渡邊 朗由	菊川市環境衛生自治推進協議会 会長	
4	落合 文夫	菊川市農業委員会 会長	
5	鈴木 勝章	菊川市緑化推進協議会 会長	
6	芳野 高典	菊川市商工会 副会長	
7	青木 智生	フジオーゼックス(株) 人事総務部課長	
8	村松 貞典	遠州夢咲農業協同組合 常務理事	
9	石田 晴彦	中部電力パワーグリッド(株)掛川支所 支社長	
10	大橋 芳廣	元地球温暖化防止活動推進員	
11	池谷 伸兒	エコアクション21 審査人	
12	鈴木 あいか	あい設計室 代表	
13	服部乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター センター次長	
14	田中 祐太	国土交通省浜松河川国道事務所 流域治水課長	
15	内藤 圭吾	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課課長代理	

菊川市環境審議会
会長 平井 一之 様

菊川市長 長谷川 寛彦

諮 問 書

下記の事項について、菊川市環境基本条例（平成20年9月24日条例第25号）第21条第1項の規定に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

第2次菊川市環境基本計画（後期基本計画）の策定について

2 諮問趣旨

第2次菊川市環境基本計画は、平成20年9月に制定した菊川市環境基本条例の理念を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に10年間の計画として策定しました。

本市は、目指すべき環境像「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」の実現に向け、自然環境・生活環境の保全、ごみの適正な処理、地球温暖化対策、環境教育などの取組を進めてきました。令和5年2月には、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市域の温室効果ガスの削減に取り組んでいくこととしています。また、温室効果ガスの吸収源対策、気候変動の影響への適応や、生物多様性に関する取組、人口減少による空き家の増加対策、農業の担い手減少による耕作放棄地の増加対策など、新たな課題への対応が求められています。

このような状況を踏まえ、環境政策のより一層の推進を図るため、「第2次菊川市環境基本計画」を見直すにあたり、貴審議会の意見を求めます。

令和7年3月17日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市環境審議会
会長 平井 一之

答 申 書

令和6年5月28日付菊生環52号にて諮問がありました第2次菊川市環境基本計画（後期基本計画）策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

第2次菊川市環境基本計画（後期基本計画）（案） 別添のとおり

- ・菊川市環境基本条例の基本理念を踏まえ、目指すべき環境像「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」を、市民・事業者・市が協働・連携して、環境基本計画の実現に向けて取り組むこと。
- ・多岐にわたる施策が多くあるため、計画の推進に当たっては関係部署による連携など全庁的な体制で臨み、目標値の達成に向けて取り組むこと。
- ・環境問題の深刻化を鑑み、施策の推進に当たっては国や県の動向を注視し、新たな施策は臨機応変に対応すること。

資料3 環境基本条例

平成20年9月24日条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策（第8条—第19条）

第3章 環境審議会（第20条—第24条）

附則

私たちのまち菊川市は、東に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南には市を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、温暖な気候と自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により発展してきた。

しかしながら、私たちが物質的な豊かさと利便性、経済性を追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費した結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような負荷を地域環境に与え、今日では地球規模で問題となっている。

健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、私たちは、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していかなければならない。

そこで、自らの生活様式や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指し、市、市民、事業者すべての主体が協力し合い、それぞれの立場で行動することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目指して、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件を勘案し、人と自然とが共生できる調和のとれた自然環境が確保されるよう適切に行われなくてはならない。
- 4 地球環境の保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることを自覚し、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害の発生を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する環境への保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他の滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する中長期的な目標及び基本的な施策その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、菊川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施する場合は、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、地域の自然的及び社会的条件を勘案し、公害の防止及び自然環境の保全のために必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、当該活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業所による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動意欲を増進させるため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(第16条において「民間団体等」という。)が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市の各機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに第14条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び情報の収集に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、菊川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された者にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 用語解説

あ行

アイドリングストップ

大気汚染や騒音防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不要なエンジンの使用を止めること。

アダプトロード・プログラム

アダプトとは「縁組」という意味で、地域住民や企業、学校などにより、一定区の道路の美化活動や保全活動を図る取り組みのこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

エコアクション21

環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度。環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を公表するための方法が織り込まれている。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然や文化への興味関心を深め、その地域ならではの魅力を体験活動や観光で伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく取り組み。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エコビジネス

環境保全に役立つ商品やサービスを提供したり、社会を環境保全型に変えるために必要な技術の開発等を行ったりするビジネスのこと。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素（CO₂）などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

海洋プラスチックごみ防止6R県民運動

海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する静岡県による県民運動。一般的に使われる「4R」に、リターン（戻す）とリカバー（回復させる）を加えたもの。令和元年5月に発足。

外来種

もともと生息していなかった地域に、人為的に他の地域から持ち込まれた動植物のこと。

合併処理浄化槽

生活によって発生する排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

家庭用リチウムイオン蓄電池

住宅用の電気を蓄える蓄電システムのこと。近年、多発する大規模な自然災害による停電などへの対策、家庭用太陽光発電における固定価格買い取り制度の終了の影響により注目が高まっている。

環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全上の目標のこと。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地下水の汚染、騒音及びダイオキシン類について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準が設定されている。

環境基本計画（国）

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取り組みを長期的目標に掲げ、平成30年4月に第五次環境基本計画が閣議決定された。

環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を超え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境収容力

ある環境下で利用できる食物・水・生息地など必要なものが制限されている中で、維持できる特定の生物の群集の大きさのこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。例えば、排出された窒素酸化物などの大気汚染物質、油などの水質汚濁物質、二酸化炭素などの温室効果ガスをいう。

環境マネジメントシステム（EMS）

EMS（Environmental Management System）の日本語訳で、事業者が法令等を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境の保全を進めるためのシステムのこと。具体的には、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手順のこと。この手順の国際的な規格として、ISO14001シリーズが発行された。

気候変動に関する政府間パネル

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）の日本語訳で、国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それがない場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関にあたる世界気象機関（WMO）が1988年に共同で設立した。

京都議定書

地球温暖化対策に向けて、平成9年12月京都で開催された地球温暖化防止京都議定書採択された気候変動枠組条約の議定書であり、平成17年2月16日に発効した。主に先進国で構成される締約国に対し、平成20年～24年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。日本では、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると5カ年平均で基準年度比8.4%減となり、目標値6%を達成した。2012年12月にカタールのドーハで開催された京都議定書第8回締約国会合（CMP8）において、京都議定書の改正案が採択された。2013年から2020年までの8年を第2約束期間とすること、排出量を1990年の水準から少なくとも18%削減すること、新たに三ふっ化窒素（NF3）が削減対象のガスに追加されること、約束期間の途中で数値目標の上乗せができることなどが盛り込まれた。日本は第2約束期間に不参加を表明したため、数値目標がない。

クリーンエネルギー

電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などを排出しない（または少ない）エネルギーのこと。一般的には、再生可能な自然エネルギー（太陽エネルギー、風力潮力、地熱等）が挙げられる。最近では、再生可能エネルギーなどの言葉の方が使われる。

グリーンカーテン

ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作る。熱エネルギーの遮断効果や葉の気孔からの水分蒸散により、日ざしを和らげ室温の上昇を抑えるほか、騒音の低減効果があるといわれている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

公害

事業活動等の人の活動により、広範囲にわたって、人の健康や生活環境に被害を及ぼすもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が典型7公害といわれる。

光化学オキシダント

工場や自動車排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。気温や風速、日射量などの気象条件の影響を受け、夏期の風の弱い日差しが強い日に発生しやすい。目やのどへの刺激など人体への影響や農作物等に被害を与える。

コミュニティプラント

廃棄物処理法に基づき市町村の定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するための小規模な汚水処理施設。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・風力・地熱・バイオマスなど、自然の力で定常的に利用することができるエネルギー。

里山

人里近くにある身近な自然で、人と動植物がバランスよく暮らしていける豊かな空間のこと。

産業廃棄物

廃棄物処理法及び同政令によって定められた工場・事業場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、建設廃材、廃油、廃プラスチック等、法令で定められた20種類の廃棄物のこと。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するとされている。

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、1997年（平成9年）3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、2016年（平成28年）3月に「改訂版第3次静岡県環境基本計画（基本目標：環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～）」が策定された。

静岡県グリーンバンク

財団法人静岡県グリーンバンクは、寄付金などの善意を「緑」に変えて、花と緑が溢れる美しい街づくりを進めている団体のこと。主な事業としては、苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

次世代自動車

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年（令和12年）までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然公園

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類の公園の総称。

臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場等からの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限度があることから、臭気指数の導入が増えている。

循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。この社会の実現には、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることが必要である。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などがある。

森林環境税・森林環境贈与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2017年（平成29年）12月に閣議決定した。国内に住所を有する個人に対して年額千円を課税する国税。市町村において、個人住民税均等割と併せて徴収され、税収は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられる。制度の適用は、令和6年度から。森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）するもの。

水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、水質を浄化する働きなどをいう。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

世界農業遺産

正式には世界重要農業遺産システムという。伝統的な農業と、農業によって育まれ維持されてきた農地やため池・水利施設などの灌漑、技術、文化風習、風景、そしてそれを取り巻く生物多様性の保全を目的に、世界的に重要な地域を国連食糧農業機関（FAO）が認定するもの。

た行

ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。また、このダイオキシンとよく似た毒性を持つポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と呼ぶ。化合物中の塩素の数などによって多数の種類が存在し、そのうち毒性の強いものについては、高濃度に接したり、低濃度でも長期にわたって摂取したりすることによって、人体に悪影響が出る可能性がある。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

中間処理・最終処分

事業者から生じた産業廃棄物は、収集運搬→中間処理→最終処分という工程を経て処分される。産業廃棄物の大きさを小さくしたり（減容）、再利用できるものを取り分けたりすること（選別）を中間処理という。これにより、産業廃棄物の約半分が再利用可能な資源に生まれ変わる。最終処分とは、産業廃棄物を適切に処理した上で、土の中に埋め立て、海に投棄し、その場所で産業廃棄物を保管し続ける処理方法のことである。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもので、鳥獣保護区内において狩猟は認められていない。

調整後排出係数

再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量や非化石電源からの調達量などを考慮して修正された値。

調整前（基礎）排出係数

電力会社が発電する際に排出するCO₂量を電力の単位で表した値。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などが含まれる。

天然記念物

動物（消息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成17年6月施行）によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

は行

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

ふんわりアクセル

発進から最初の5秒間で時速20キロに達するくらいのやさしい加速を目安としたもの。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

ポケットパーク

市街地の一角につくられる小さな公園のこと。

や行

有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では、工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

優良農地

一団のまとまりのある農地や整備を行い生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

リバーフレンドシップ制度

市民や団体等がリバーフレンド（川とともにだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取り組み。

リフューズ

必要のないものを断ることを指し、スーパーのレジ袋を断りエコバッグを使う、レストランなどで割り箸を断りマイ箸を使う、などが該当する。これにより廃棄物になるものの発生を未然に防ぐことが可能となる。

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年に初めて発行した。日本では平成3年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成し、平成12年からはその改訂版が発行されている。静岡県では平成16年に県版レッドデータブックが公表された。

英数

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

ESG・ESG投資

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもの。今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界的に広まってきている。ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、ESG要素も考慮した投資のことを指す。

GRP

域内総生産（GRP、Gross Regional Product）。1年間同じ地域（市町）に住んでいる人々によって新たに生産されたモノやサービスの付加価値のことです。GDPの狭義。

ISO14001

国際規格認証機構（ISO: International Organization for Standardization）のこと。この機構が環境管理（マネジメント）の規格として、ISO14001シリーズを作成した。事業所は、環境管理を実施する際に、この規格を標準的な手法として用いることができる。また事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができる。

NPO

NPOとは、英語の（Non-Profit Organization）の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間の非営利組織」のこと。社会の様々な課題に対して、利益拡大のためではなく、その課題に関する使命の実現のために活動する組織である。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の 1 千分の 1 ）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系の影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

PRTR制度

有害性が疑われる化学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか（排出量）、廃棄物などとして移動しているか（移動量）を把握し、集計・公表する仕組み。事業者の化学物質管理を促進したり、化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料となったりして、環境中の化学物質のリスク低減を目的とする。

SDGs

2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）、の3つの頭文字をとったものをいう。

4R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）、リフューズ（Refuse：断る）の4つの頭文字をとったものをいう。



第2次菊川市環境基本計画 (後期基本計画)

菊川市生活環境部環境推進課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地
TEL.0537-35-0916 / FAX.0537-35-0981

本計画の策定にあたり、以下の企業からご援助をいただきました
ここに記して、厚く御礼を申し上げます

クミアイ化学工業 株式会社
